

「移転価格事務運営要領」(事務運営指針) 新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は、新設又は改正部分である。

>

改 正 後	改 正 前
第 1 章 定義及び基本方針	第 1 章 定義及び基本方針
<p>(定義)</p> <p>1-1</p> <p>(1)~(25) (省 略)</p> <p>(26)<u>第 39 条の 12 第 8 項第 1 号から第 6 号まで (国外関連者との取引に係る課税の特例)</u></p> <p>(27)~(30) (省 略)</p> <p>(31) <u>ディスカウント・キャッシュ・フロー法</u> 措置法施行令第 39 条の 12 第 8 項第 6 号に掲げる方法をいう。</p> <p>(32) <u>無形資産</u> 措置法第 66 条の 4 第 7 項第 2 号に規定する<u>無形資産のうち重要な価値のあるもの</u>をいう。</p> <p>(33) <u>租税条約</u> 法第 2 条第 12 号の 19 ただし書に規定する<u>条約</u>をいう。</p> <p>(34)</p> <p>(35)</p> <p>(36)</p> <p>(37)</p> <p>(38)</p> <p>(39)</p> <p>(40)</p> <p>(41)</p> <p>(42)</p>	<p>(定義)</p> <p>1-1</p> <p>(1)~(25) (同 左)</p> <p>(26)<u>第 39 条の 12 第 8 項第 1 号から第 5 号 (国外関連者との取引に係る課税の特例)</u> まで.....</p> <p>(27)~(30) (同 左)</p> <p>(31) <u>無形資産</u> 措置法通達 66 の 4 (3)-3 (比較対象取引の選定に当たって検討すべき諸要素等) (注) 1 に定める<u>無形資産</u>をいう。</p> <p>(32) <u>租税条約</u> 法第 139 条第 1 項 (租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得) に規定する<u>租税条約</u>をいう。</p> <p>(33)</p> <p>(34)</p> <p>(35)</p> <p>(36)</p> <p>(37)</p> <p>(38)</p> <p>(39)</p> <p>(40)</p> <p>(41)</p>
第 2 章 国別報告事項、事業概況報告事項及びローカルファイル	第 2 章 国別報告事項、事業概況報告事項及びローカルファイル
(国別報告事項の適切な使用)	(国別報告事項の適切な使用)

改正後	改正前
<p>2-1 ……<u>特定多国籍企業グループ</u>（同条第4項第3号に規定する特定多国籍企業グループをいう。以下同じ。）の最終親会社等（同条第4項第5号に規定する最終親会社等をいう。以下同じ。）又は代理親会社等（同条第4項第6号に規定する代理親会社等をいう。以下同じ。）の居住地国（同条第4項第8号に規定する国又は地域をいい、同号イ及びロに定めるものに限る。以下同じ。）から……………</p>	<p>2-1 ……<u>租税条約その他の我が国が締結した国際約束</u>（租税の賦課及び徴収に関する情報を相互に提供することを定める規定を有するものに限る。）に基づく情報交換により……………</p>
<p>（国別報告事項及び事業概況報告事項の訂正等）</p> <p>2-2 ……<u>特定多国籍企業グループの構成会社等</u>（措置法第66条の4の4第4項第4号……………措置法第66条の4の5第1項……………</p> <p>…</p>	<p>（国別報告事項及び事業概況報告事項の訂正等）</p> <p>2-2 ……<u>特定多国籍企業グループ</u>（措置法第66条の4の4第4項第3号に規定する特定多国籍企業グループをいう。以下同じ。）の構成会社等（同項第4号……………<u>同法第66条の4の5第1項</u>……………</p>
<p>（国別報告事項に相当する情報に誤り等がある場合）</p> <p>2-3 ……<u>最終親会社等又は代理親会社等の居住地国</u>から……………</p> <p>…</p>	<p>（国別報告事項に相当する情報に誤り等がある場合）</p> <p>2-3 ……<u>最終親会社等</u>（措置法第66条の4の4第4項第5号に規定する最終親会社等をいう。以下同じ。）又は代理親会社等（同項第6号に規定する代理親会社等をいう。）の居住地国（同項第8号に規定する国又は地域をいう。）の租税に関する法令を執行する当局から……………</p>
<p>（ローカルファイル）</p> <p>2-4</p> <p>(1) ……<u>同条第7項の規定の適用があるものを除き、電磁的記録を含む。以下2-4及び3-4から3-6まで</u>……………<u>同条第6項</u>……………</p> <p>……………</p> <p>(2) （省 略）</p> <p>(3) ……<u>同条第11項</u>……………<u>第22条の10第6項第2号ロ</u>……………</p> <p>……………</p>	<p>（ローカルファイル）</p> <p>2-4</p> <p>(1) ……<u>電磁的記録を含む。以下同じ。</u>（以下2-4、3-4及び3-5……………<u>同項</u>……………</p> <p>(2) （同 左）</p> <p>(3) ……<u>措置法第66条の4第8項</u>……………<u>第22条の10第1項第2号ロ</u>……………</p>
<p>第3章 調査</p>	<p>第3章 調査</p>

改正後	改正前
<p>(調査に当たり配慮する事項)</p> <p>3-2 …………… ……………(3)までにより…………… (1)～(3) (省 略)</p>	<p>(調査に当たり配慮する事項)</p> <p>3-2 …………… ……………(3)により…………… (1)～(3) (同 左)</p>
<p>(調査時に検討を行う書類)</p> <p>3-4 …………… (1) (省 略) (2) ……………<u>第22条の10第6項第1号</u>…………… (3) <u>同項第2号</u>…………… (4) (省 略)</p>	<p>(調査時に検討を行う書類)</p> <p>3-4 …………… (1) (同 左) (2) ……………<u>第22条の10第1項第1号</u>…………… (3) <u>措置法施行規則第22条の10第1項第2号</u>…………… (4) (同 左)</p>
<p>(推定規定又は同業者に対する質問検査規定の適用に当たっての留意事項)</p> <p>3-5 法人に対し<u>ローカルファイル</u>、同時文書化対象国外関連取引に係る独立企業間価格 (<u>措置法第66条の4第8項本文の規定により当該独立企業間価格とみなされる金額を含む。</u>)を算定するために重要と認められる書類 (電磁的記録を含む。以下3-5において同じ。)若しくは<u>同条第14項に規定する同時文書化免除国外関連取引に係る独立企業間価格 (同条第8項本文の規定により当該独立企業間価格とみなされる金額を含む。)</u>を算定するために重要と認められる書類 (電磁的記録を含む。以下3-5において同じ。)又はこれらの写し (以下3-6までにおいて「<u>移転価格文書</u>」という。)の提示又は提出を求めた場合において、当該法人から当該職員が指定する日までに移転価格文書の提示又は提出がなかったときは、<u>同条第12項及び第17項又は第14項及び第18項の規定を適用することができるのであるが、これらの規定の適用に当たっては、次の事項に配慮する。</u></p> <p>(1) 独立企業間価格 (<u>同条第8項本文の規定により独立企業間価格とみなされる金額を含む。以下3-5において同じ。</u>)を算定するために、移転価格文書</p>	<p>(推定規定又は同業者に対する質問検査規定の適用に当たっての留意事項)</p> <p>3-5 法人に対し<u>同時文書化対象国外関連取引に係る独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類 (電磁的記録を含む。以下3-5において同じ。)</u>、同時文書化対象国外関連取引に係る独立企業間価格を算定するために重要と認められる書類 (電磁的記録を含む。以下3-5において同じ。)若しくは<u>措置法第66条の4第9項に規定する同時文書化免除国外関連取引に係る独立企業間価格を算定するために重要と認められる書類 (電磁的記録を含む。以下3-5において同じ。)</u>又はこれらの写し (以下3-5において「<u>移転価格文書</u>」という。)の提示又は提出を求めた場合において、当該法人から当該職員が指定する日までに移転価格文書の提示又は提出がなかったときは、<u>同条第8項及び第11項又は第9項及び第12項の規定を適用することができるのであるが、これらの規定の適用に当たっては、次の事項に配慮する。</u></p> <p>(1) 独立企業間価格を算定するために、移転価格文書の提示又は提出を求める場合には、法人に対し、「期日までに移転価格文書の提示又は提出がないとき</p>

改正後	改正前
<p>の提示又は提出を求める場合には、法人に対し、「期日までに移転価格文書の提示又は提出がないときは、措置法第 66 条の 4 第 12 項及び第 17 項又は第 14 項及び第 18 項の規定の適用要件を満たす」旨を説明するとともに、当該説明を行った事実及びその後の当該法人からの提示又は提出の状況を記録する。</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>(3) ……<u>第 66 条の 4 第 12 項及び第 17 項又は第 14 項及び第 18 項の規定</u>……………</p> <p>(4) ……<u>場合</u>…………… ……………<u>同条第 12 項及び第 17 項又は第 14 項及び第 18 項</u>…………… ……</p> <p>(注) ……</p> <p>(5) ……<u>同条第 12 項及び第 17 項又は第 14 項及び第 18 項</u>…………… ……</p> <p>(注) ……</p> <p>(6) <u>同条第 17 項又は第 18 項</u>……………</p>	<p>は、措置法第 66 条の 4 第 8 項及び第 11 項又は第 9 項及び第 12 項の適用要件を満たす」旨を説明するとともに、当該説明を行った事実及びその後の法人からの提示又は提出の状況を記録する。</p> <p>(2) (同 左)</p> <p>(3) ……<u>第 66 条の 4 第 8 項及び第 11 項又は第 9 項及び第 12 項</u>…………… ……………</p> <p>(4) ……<u>とき</u>…………… ……………<u>措置法第 66 条の 4 第 8 項及び第 11 項又は第 9 項及び第 12 項</u>……………</p> <p>(注) ……</p> <p>(5) ……<u>措置法第 66 条の 4 第 8 項及び第 11 項又は第 9 項及び第 12 項</u>…………… ……………</p> <p>(注) ……</p> <p>(6) <u>措置法第 66 条の 4 第 11 項又は第 12 項</u>……………</p>
<p><u>(特定無形資産国外関連取引に係る価格調整措置の適用免除規定の検討に当たっての留意事項)</u></p> <p><u>3-6 調査において措置法第 66 条の 4 第 8 項の規定が適用されるかどうかの検討に当たっては、同条第 9 項又は第 10 項の規定の適用があるかどうかを確認するため、法人に対し同条第 9 項又は第 10 項の規定の適用があることを明らかにする書類（電磁的記録を含む。以下 3-6 において同じ。）又はその写し（以下 3-6 において「適用免除書類」という。）の提示又は提出を求めることとし、当該適用免除書類の提示又は提出を求めるに当たっては、次の事項に配意する。</u></p> <p>なお、当該適用免除書類が移転価格文書に該当する場合には、3-5 に定め</p>	<p>(新 設)</p>

改正後	改正前
<p><u>る所要の処理を併せて行うことに留意する。</u></p> <p><u>(1) 法人に対し、「期日までに適用免除書類の提示又は提出がないときは、措置法第 66 条の 4 第 9 項又は第 10 項の規定の適用要件を満たさない」旨を説明するとともに、当該説明を行った事実及びその後の当該法人からの提示又は提出の状況を記録する。</u></p> <p><u>(2) 法人に対し、適用免除書類のうちローカルファイルに該当するものについては 45 日を超えない範囲内において、ローカルファイルに該当しないものについては 60 日を超えない範囲内において期日を指定して当該提示又は提出を求める。</u></p> <p><u>(注) 1 当該期日は、当該法人の意見を聴取した上で当該提示又は提出の準備に通常要する日数を勘案して指定する。</u></p> <p><u>2 当該適用免除書類は、同条第 9 項又は第 10 項それぞれの規定の適用を明らかにする書類ごとに区分した上で、提示又は提出を求めることに留意する。</u></p> <p><u>(3) 当該期日までに適用免除書類の提示又は提出がなかった場合には、法人に対し、「適用免除書類が期日までに提示又は提出されなかったため措置法第 66 条の 4 第 9 項又は第 10 項の規定の適用要件を満たさない」旨を説明する。</u></p> <p><u>(4) 当該期日までに適用免除書類の提示又は提出がなかったことにつき合理的な理由が認められる場合は、当該法人の意見を再聴取し、期日を指定する。</u></p> <p><u>(注) 法人が、指定された期日までに当該提示又は提出をできなかったことにつき合理的な理由が認められる場合には、例えば、当該法人が災害によりこれをできなかった場合が該当する。</u></p> <p><u>(5) 法人から適用免除書類に該当するものとして提示又は提出された書類を総合的に検討して同条第 9 項又は第 10 項の規定の適用要件を満たすかどうかを判断するのであるが、当該判断の結果、同条第 9 項又は第 10 項の規定の適用要件を満たさないと認められる場合には、当該法人に対しその理由を説明す</u></p>	

改正後	改正前
<p>る。</p> <p>(注) <u>当該書類が、特定無形資産国外関連取引（同条第8項に規定する特定無形資産国外関連取引をいう。4-15において同じ。）が行われた時における入手可能な情報等に照らして、不正確な情報等に基づき作成されたものである場合には、当該書類の提示又は提出については、適用免除書類の提示又は提出には該当しない。</u></p> <p><u>この場合には、当該法人に対し、正確な情報等に基づき作成した適用免除書類を速やかに提示又は提出するよう求めるものとする。</u></p>	
<p>(金銭の貸借取引)</p> <p><u>3-7</u> (省 略)</p>	<p>(金銭の貸借取引)</p> <p><u>3-6</u> (同 左)</p>
<p>(独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法による金銭の貸借取引の検討)</p> <p><u>3-8</u> (省 略)</p>	<p>(独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法による金銭の貸借取引の検討)</p> <p><u>3-7</u> (同 左)</p>
<p>(役務提供)</p> <p><u>3-9</u> (省 略)</p>	<p>(役務提供)</p> <p><u>3-8</u> (同 左)</p>
<p>(企業グループ内における役務提供の取扱い)</p> <p><u>3-10</u></p> <p>(1)</p> <p>イ～ホ (省 略)</p> <p>へ <u>キャッシュ・フロー</u>.....</p> <p>ト～ル (省 略)</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>(3)</p> <p>イ金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 16 項</p> <p><u>(定義)</u>.....</p> <p>ロ (省 略)</p>	<p>(企業グループ内における役務提供の取扱い)</p> <p><u>3-9</u></p> <p>(1)</p> <p>イ～ホ (同 左)</p> <p>へ <u>キャッシュフロー</u>.....</p> <p>ト～ル (同 左)</p> <p>(2) (同 左)</p> <p>(3)</p> <p>イ金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 16 項</p> <p>.....</p> <p>ロ (同 左)</p>

改正後	改正前
<p>ハ 親会社による金融商品取引法第 24 条第 1 項 <u>(有価証券報告書の提出)</u> …… ……………<u>連結財務諸表</u> (措置法第 66 条の 4 の 4 第 4 項第 1 号に規定する連結財務諸表をいう。以下同じ。)…</p> <p>ニ～ヘ (省 略)</p> <p>ト 親会社が会社法 (平成 17 年法律第 86 号) 第 348 条第 3 項第 4 号 <u>(業務の執行)</u> ……</p> <p>チ (省 略)</p> <p>(4)・(5) (省 略)</p>	<p>ハ 親会社による金融商品取引法第 24 条第 1 項……………措置法第 66 条の 4 の 4 第 4 項第 1 号に規定する連結財務諸表……………</p> <p>ニ～ヘ (同 左)</p> <p>ト 親会社が会社法 (平成 17 年法律第 86 号) 第 348 条第 3 項第 4 号……………</p> <p>チ (同 左)</p> <p>(4)・(5) (同 左)</p>
<p>(企業グループ内における役務提供に係る独立企業間価格の検討)</p> <p><u>3-11</u></p> <p>(1) ……</p> <p>イ～ホ (省 略)</p> <p>へ ……</p> <p>……………<u>3-11</u>……………</p> <p>(注) ……</p> <p>ト (省 略)</p> <p>(2)・(3) (省 略)</p>	<p>(企業グループ内における役務提供に係る独立企業間価格の検討)</p> <p><u>3-10</u></p> <p>(1) ……</p> <p>イ～ホ (同 左)</p> <p>へ ……</p> <p>……………<u>3-10</u>……………</p> <p>(注) ……</p> <p>ト (同 左)</p> <p>(2)・(3) (同 左)</p>
<p>(調査において検討すべき無形資産)</p> <p><u>3-12</u> ……</p> <p>(注) ……<u>3-9 (1) (注)</u>に留意する。</p>	<p>(調査において検討すべき無形資産)</p> <p><u>3-11</u> ……</p> <p>(注) ……<u>3-8 (1) (注)</u>に留意する。</p>
<p>(無形資産の形成、維持又は発展への貢献)</p> <p><u>3-13</u> (省 略)</p>	<p>(無形資産の形成、維持又は発展への貢献)</p> <p><u>3-12</u> (同 左)</p>
<p>(無形資産の使用許諾取引)</p> <p><u>3-14</u> (省 略)</p>	<p>(無形資産の使用許諾取引)</p> <p><u>3-13</u> (同 左)</p>

改 正 後	改 正 前
(費用分担契約) <u>3-15</u> (省 略)	(費用分担契約) <u>3-14</u> (同 左)
(費用分担契約の取扱い) <u>3-16</u> …………… <u>3-17</u> 及び <u>3-19</u> …………… (注) ……………	(費用分担契約の取扱い) <u>3-15</u> …………… <u>3-16</u> 及び <u>3-18</u> …………… (注) ……………
(費用分担契約に関する留意事項) <u>3-17</u> (省 略)	(費用分担契約に関する留意事項) <u>3-16</u> (同 左)
(費用分担契約における既存の無形資産の使用) <u>3-18</u> (省 略)	(費用分担契約における既存の無形資産の使用) <u>3-17</u> (同 左)
(費用分担契約に係る検討を行う書類) <u>3-19</u> (省 略)	(費用分担契約に係る検討を行う書類) <u>3-18</u> (同 左)
(国外関連者に対する寄附金) <u>3-20</u> (省 略)	(国外関連者に対する寄附金) <u>3-19</u> (同 左)
(価格調整金等がある場合の留意事項) <u>3-21</u> (省 略)	(価格調整金等がある場合の留意事項) <u>3-20</u> (同 左)
(外国税務当局が算定した対価の額) <u>3-22</u> (省 略)	(外国税務当局が算定した対価の額) <u>3-21</u> (同 左)
(事前確認の申出との関係) <u>3-23</u> (1) …………… <u>3-23</u> …………… (2)～(4) (省 略)	(事前確認の申出との関係) <u>3-22</u> (1) …………… <u>3-22</u> …………… (2)～(4) (同 左)
(移転価格課税と所得の内外区分) <u>3-24</u> …………… <u>同条第4項から第8項まで</u> …………… <u>同条第1項</u> ……………	(移転価格課税と所得の内外区分) <u>3-23</u> …………… <u>同法第138条(国内源泉所得)</u> から <u>第140条(国内源泉所得</u>

改 正 後	改 正 前
……………	の範囲の細目) まで……………同項……………
(過少資本税制との関係) 3-25 (省 略)	(過少資本税制との関係) 3-24 (同 左)
(過大支払利子税制との関係) 3-26 ……………(対象純支払利子等に係る課税の特例)…………… (1) 同条第1項に規定する「 <u>対象支払利子等の額</u> 」の算定において、独立企業間価格を超える部分の「 <u>支払利子等の額</u> 」(同条第2項第1号に規定する「 <u>支払利子等の額</u> 」をいう。以下同じ。)を含めないこと。 (2) 同条第1項……………(同条第2項第6号……………支払利子等の額を含めないこと。 (3) 同条第1項…………… (4) 措置法施行令第39条の13の2第26項(対象純支払利子等に係る課税の特例)に規定する「 <u>調整損失金額</u> 」の算定において、 <u>国外関連取引が独立企業間価格で行われたものとみなして計算した場合に算出される損失の金額を基礎とすること。</u>	(過大支払利子税制との関係) 3-25 ……………(関連者等に係る支払利子等の損金不算入)…………… (1) 措置法第66条の5の2第1項に規定する「 <u>関連者支払利子等の額</u> 」の算定において、独立企業間価格を超える部分の「 <u>関連者支払利子等の額</u> 」を含めないこと。 (2) 措置法第66条の5の2第1項……………(同条第3項……………「 <u>支払利子等の額</u> 」(同条第3項に規定する「 <u>支払利子等の額</u> 」をいう。)を含めないこと。 (3) 措置法第66条の5の2第1項…………… (4) 措置法第66条の5の2第4項第2号に規定する「 <u>支払利子等の額</u> 」の算定において、独立企業間価格を超える部分の「 <u>支払利子等の額</u> 」を含めないこと。
(源泉所得税との関係) 3-27 (省 略)	(源泉所得税との関係) 3-26 (同 左)
(消費税との関係) 3-28 (省 略)	(消費税との関係) 3-27 (同 左)
第4章 独立企業間価格の算定等における留意点	第4章 独立企業間価格の算定等における留意点
(最も適切な方法の選定に関する検討) 4-1 <u>最も適切な方法</u> (措置法第66条の4第2項に規定する最も適切な方法をいう。以下同じ。)の選定のための検討を行う場合には、措置法通達66の4(3)	(最も適切な方法の選定に関する検討) 4-1 措置法第66条の4第2項に規定する最も適切な方法(以下「 <u>最も適切な方法</u> 」という。)の選定のための検討を行う場合には、措置法通達66の4(3)－

改正後	改正前
<p>－ 3 <u>（比較対象取引の選定に当たって検討すべき諸要素等）</u> に掲げる…………… ……………</p>	<p>3 に掲げる……………</p>
<p>（独立企業間価格の算定における基本三法の長所） 4－2 …………… ……………<u>原価基準法の適用における比較可能性が十分であるとき</u> <u>（措置法施行令第 39 条の 12 第 6 項又は第 7 項に規定する「財務省令で定める</u> <u>場合」に該当することにより措置法施行規則第 22 条の 10 第 3 項（同条第 5 項</u> <u>の規定により読み替えて準用する場合を含む。）に規定する中央値による調整</u> <u>を行うことができるときを含む。）</u>は、……………</p>	<p>（独立企業間価格の算定における基本三法の長所） 4－2 …………… ……………<u>原価基準法の適用における比較可能性が十分であるとき</u> は、……………</p>
<p>（独立企業間価格の算定におけるディスカウント・キャッシュ・フロー法の適用） 4－3 <u>独立企業間価格の算定方法のうち、ディスカウント・キャッシュ・フロー法</u> <u>（ディスカウント・キャッシュ・フロー法と同等の方法を含む。以下 4－13 ま</u> <u>でにおいて同じ。）については、例えば、国外関連取引に係る比較対象取引を</u> <u>見いだすことが困難な場合で、国外関連取引の形態やその内容等から利益分割</u> <u>法を適用できないときに有用となり得る算定方法であるが、措置法施行令第 39</u> <u>条の 12 第 8 項第 6 号に規定する利益の額として当該販売又は購入の時に予測</u> <u>される金額（4－13 において「予測利益の金額」という。）のような不確実な</u> <u>要素を用いて独立企業間価格を算定する方法であるから、最も適切な方法の候</u> <u>補がディスカウント・キャッシュ・フロー法を含めて複数ある場合には、ディ</u> <u>スカウント・キャッシュ・フロー法以外の候補である算定方法の中から最も適</u> <u>切な方法を選定することに留意する。</u></p>	<p>（新 設）</p>
<p>（差異の調整方法） 4－4 …………… ……………<u>第 39 条の 12 第 8 項第 1 号イ、同号ハ(1)及び第 2 号から</u> <u>第 5 号までに規定する割合の算定（4－5 において「通常の利益率等の算</u></p>	<p>（差異の調整方法） 4－3 …………… ……………<u>第 39 条の 12 第 8 項第 2 号から第 5 号までに規定する割合</u> の算定に影響……………</p>

改正後	改正前
<p>定」という。)に影響……………</p> <p>(1)～(4) (省 略)</p> <p><u>(注) 上記(1)から(4)までに掲げるような差異により生ずる利益率等の差を調整してもなお定量的に把握することが困難な差異が存在する場合であっても、調整済割合(措置法施行規則第22条の10第2項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。))に規定する調整済割合をいう。以下4-6までにおいて同じ。)に対する当該差異の影響が軽微であると認められるときは、4-5に定めるところにより、中央値(措置法施行規則第22条の10第3項(同条第5項において読み替えて準用する場合を含む。))に規定する中央値をいう。以下同じ。)による調整を行うことができる。ただし、<u>国外関連取引に係る比較対象取引が存在する場合には、当該比較対象取引を用いるのであって、中央値による調整を行うことはできないことに留意する。</u></u></p>	<p>(1)～(4) (同 左)</p>
<p><u>(差異の調整における統計的手法の適用に当たっての留意事項)</u></p> <p><u>4-5</u></p> <p><u>(1) 中央値による調整は、4-4(1)から(4)までのような調整を行ってもなお定量的に把握することが困難な差異が存在する場合であって、調整済割合に対する当該差異の影響が軽微であると認められるときに行うことができるのであるが、当該差異の影響が軽微であると認められるかどうかを判断するに当たっては、定量的に把握することが困難な差異や必要な調整の内容等を総合的に勘案し、個々の事案の状況に応じて判断することに留意する。</u></p> <p><u>(2) 中央値による調整を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意する。</u></p> <p><u>イ 四以上の比較対象取引(措置法施行規則第22条の10第3項(同条第5項において読み替えて準用する場合を含む。))に規定する「四以上の比較対象取引」をいう。4-6において同じ。)の選定に際しては、措置法通達66</u></p>	<p>(新 設)</p>

改正後	改正前
<p><u>の4(3)－3の取扱いに準ずること。</u></p> <p><u>ロ 定量的に把握することが困難な差異を特定すること。</u></p> <p><u>ハ 定量的に把握することが困難な差異以外の差異が調整対象差異（措置法施行規則第22条の10第2項（同条第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）に規定する調整対象差異をいう。以下4－5において同じ。）に含まれる場合で、当該差異が通常の利益率等の算定に影響を及ぼすことが客観的に明らかなときは、所要の調整を行うこと。</u></p> <p><u>(3) 中央値による調整は、(2)に掲げる事項に留意して行うことになるのであるから、例えば、調整対象差異により生ずる割合の差を調整するための情報が一定程度入手可能であり、当該割合の差について相当程度の調整を行うことが可能であるが、当該情報の一部が入手可能でないことにより、当該調整対象差異により生ずる割合の差を全て調整することが困難であると認められる場合に、その適用を検討することに留意する。</u></p>	
<p><u>(差異の調整に統計的手法を適用した場合の取扱い)</u></p> <p><u>4－6 中央値による調整を行うことができる場合において、国外関連取引の対価の額が、四以上の比較対象取引に係る調整済割合（措置法施行令第39条の12第6項、第7項並びに第8項第1号イ、同号ハ(1)及び第2号から第5号までに規定する「財務省令で定める場合」に該当する場合に計算されるものに限る。以下4－6において同じ。）につき最も小さいものから順次その順位を付し、その順位を付した調整済割合の個数の100分の25に相当する順位の割合から当該順位を付した調整済割合の個数の100分の75に相当する順位の割合までの間にある割合を用いて算定されているときは、当該国外関連取引については措置法第66条の4第1項の規定を適用しないことに留意する。</u></p> <p><u>(注) 中央値による調整を行うに当たっては、4－4(注)ただし書並びに4－5(1)及び(2)に掲げる事項に留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
(無形資産の使用を伴う国外関連取引に係る比較対象取引の選定) <u>4-7</u> (省 略)	(無形資産の使用を伴う国外関連取引に係る比較対象取引の選定) <u>4-4</u> (同 左)
(比較対象取引が複数ある場合の独立企業間価格の算定) <u>4-8</u> (省 略)	(比較対象取引が複数ある場合の独立企業間価格の算定) <u>4-5</u> (同 左)
(利益分割法における共通費用の取扱い) <u>4-9</u> <u>4-9</u>	(利益分割法における共通費用の取扱い) <u>4-6</u> <u>4-6</u>
(残余利益分割法の取扱い) <u>4-10</u> <u>(注) 1</u> <u>基本的利益を計算する場合における本文の割合は、同条第8項第1号ハ(1)の括弧書に規定する必要な調整を加えた後の割合であることに留意する。</u> <u>2</u> <u>措置法通達66の4(3)-1(5)に掲げる取引が複数存在する場合の基本的利益の計算については、原則として、当該取引に係る本文の割合の平均値を用いるのであるが、当該本文の割合の分布状況等に応じた合理的な値が他に認められる場合は、これを用いることに留意する。</u>	(残余利益分割法の取扱い) <u>4-7</u> <u>(注)</u> <u>措置法通達66の4(3)-1(5)に掲げる取引が複数存在する場合の基本的利益の計算については、原則として、当該取引に係る上記の割合の平均値を用いるのであるが、当該上記の割合の分布状況等に応じた合理的な値が他に認められる場合は、これを用いることに留意する。</u> <u>なお、上記の割合は、措置法施行令第39条の12第8項第1号ハ(1)の括弧書に規定する必要な調整を加えた後の割合であることに留意する。</u>
(取引単位営業利益法の適用における比較対象取引の選定) <u>4-11</u> (省 略)	(取引単位営業利益法の適用における比較対象取引の選定) <u>4-8</u> (同 左)
(取引単位営業利益法における販売のために要した販売費及び一般管理費) <u>4-12</u> (省 略)	(取引単位営業利益法における販売のために要した販売費及び一般管理費) <u>4-9</u> (同 左)
(ディスカウント・キャッシュ・フロー法の取扱い) <u>4-13</u> <u>ディスカウント・キャッシュ・フロー法の適用に当たり、独立企業間価格を算定するための前提となる事項については、検証可能で合理的なものである必要があるから、これについて検証を行う場合には、例えば、次の点に留意する。</u>	(新 設)

改正後	改正前
<p>(1) <u>予測利益の金額が、国外関連取引に係る信頼性が確保された事業計画等の情報に基づいて計算されたものかどうかを検討する。</u></p> <p><u>なお、事業計画等の信頼性の検討に当たっては、予測の根拠及び目的、予測期間（措置法施行令第39条の12第8項第6号に規定する予測される期間をいう。以下同じ。）の長短並びに予測の基礎となる過去の収益実績との整合性等を勘案する。</u></p> <p>(2) <u>予測利益の金額の計算において、予測される利益の成長率を加味して計算する場合は、国外関連取引に係る事業の将来性や当該事業が属する業種に係る市場の成長率の程度を勘案した合理的な成長率が適用されているかどうかを検討する。</u></p> <p>(3) <u>同号に規定する合理的と認められる割引率については、国外関連取引に係る事実、予測利益の金額の計算内容、国外関連取引に係る事業のリスク（予測利益の金額の変動リスクを含む。）等個々の状況に応じて、用いる割引率が合理的と認められるものかどうかを検討する。この場合において、例えば、国外関連取引が無形資産の譲渡取引の場合で、譲受人が製造業を行っているときには、当該無形資産を使用して製造した製品が属する事業のリスク（当該無形資産に係る予測利益の金額の変動リスクを含む。）に応じた期待収益率や加重平均資本コスト等個々の状況に応じて合理的と認められる割引率を用いているかどうかを検討する。</u></p> <p><u>(注) 加重平均資本コストとは、株主資本コストと有利子負債コストを加重平均することにより求められる資本コストをいう。また、株主資本コストとは、株主が法人に求める期待利回りをいい、有利子負債コストとは、法人の借入れ等による資金調達コストをいう。</u></p> <p>(4) <u>予測期間について、例えば、国外関連取引に係る無形資産の使用により利益が生ずると見込まれる場合においては、当該無形資産に係る法的保護期間及び技術的環境の変化の程度を勘案して予測期間を決定するなど、利益が生</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>ずると見込まれる期間が適切に定められているかどうかを検討する。</u></p> <p><u>(注) 予測期間を超えて将来にわたり継続的に利益が生ずると見込まれる場合は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法に準ずる方法として、最終価値を考慮して予測利益の金額を計算する必要があるかどうかを検討する。</u></p> <p><u>(5) 予測利益の金額については、予測される法人税等の実効税率等を基に計算した法人税等による影響額を勘案して計算されているかどうかを検討する。</u></p> <p><u>例えば、国外関連取引に係る資産が無形資産の場合で、当該無形資産が将来にわたって償却されることにより、予測される法人税等の金額が減少することによって予測利益の金額が増加するときは、当該無形資産の償却方法や償却期間が適正かどうか等当該無形資産の償却による法人税等の減少効果が適正に計算されているかどうかを検討する。</u></p>	
<p><u>(推定による課税を行う場合の留意事項)</u></p> <p><u>4-14</u></p> <p>(1) <u>措置法施行令第39条の12第20項第1号</u>……………<u>連結財務諸表</u>……………</p> <p>……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>(2) <u>同項第6号に掲げる方法を適用することにより、国外関連取引に係る独立企業間価格を推定する場合には、当該国外関連取引が行われた時において当該職員が知り得る状態にあった情報に基づき、4-13の取扱いに準じてその算定の前提となる事項の合理性の検証を行うことに留意する。</u></p> <p>(3) <u>同項第7号</u>……………</p>	<p><u>(推定による課税を行う場合の留意事項)</u></p> <p><u>4-10</u></p> <p>(1) <u>措置法施行令第39条の12第12項第1号</u>……………<u>財産及び損益の状況を連結して記載した計算書類(以下「連結財務諸表」という。)</u>……………</p> <p>……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>(2) <u>措置法施行令第39条の12第12項第6号</u>……………</p>
<p><u>(特定無形資産国外関連取引に係る価格調整措置を適用する場合の留意事項)</u></p> <p><u>4-15 措置法第66条の4第8項の規定の適用に当たっては、次の点に留意する。</u></p> <p>(1) <u>国外関連取引に係る無形資産が、例えば、当該国外関連取引が行われた時</u></p>	<p>(新 設)</p>

改正後	改正前
<p><u>において、次の特徴を有しているなど、当該国外関連取引が同項の規定の適用対象となる可能性がある場合には、当該無形資産が特定無形資産（同項に規定する特定無形資産をいう。以下同じ。）に該当するかどうかを十分に検討する。</u></p> <p><u>イ 支払対価の総額が確定されて譲渡されたもの</u></p> <p><u>ロ 研究開発段階にあるもの</u></p> <p><u>ハ 取引後一定の期間において商業的に使用される見込みがないもの</u></p> <p><u>ニ 新たな方法で使用されることが見込まれるもので、当該無形資産に類似するものの開発又は使用の実績がないもの</u></p> <p><u>(2) 同項本文の規定により独立企業間価格とみなされる金額を算定するに当たっては、特定無形資産国外関連取引の内容及び当該特定無形資産国外関連取引の当事者が果たす機能その他の事情（当該特定無形資産国外関連取引の対価の額を算定するための前提となった事項の内容が相違する事実及びその相違することとなった事由（以下「相違事由」という。）の発生の可能性を含む。）を勘案するのであるから、当該金額の算定において、これらの事情を勘案せず、単に相違事由に基づいて算出された特定無形資産の使用等によって生じた利益の金額を措置法施行令第 39 条の 12 第 14 項に規定する利益の額として当該無形資産国外関連取引を行った時に予測される金額に置き換えて算定した金額は、独立企業間価格とみなされる金額に該当しない。</u></p> <p><u>(3) 相違事由の発生の可能性の計算に当たっては、次の点を検討する。</u></p> <p><u>イ 特定無形資産国外関連取引を行った時における客観的な事実に基づいて計算されたものであるかどうかの検討に当たって、例えば、独立の第三者が作成した信頼性の確保された市場予測等特定無形資産国外関連取引が行われた時において客観的にその計算の合理性を判断できる資料に基づいて計算しているか。</u></p> <p><u>ロ 通常用いられる方法により計算されたものであるかどうかの検討に当た</u></p>	

改 正 後			改 正 前																								
<p>つて、当該特定無形資産国外関連取引が非関連者の間で行われるとしたならば通常実施されるであろう特定無形資産の評価方法として合理的と認められる方法で相違事由の発生の可能性を計算しているか。</p>																											
第5章 国外移転所得金額等の取扱い			第5章 国外移転所得金額等の取扱い																								
(国外移転所得金額の返還を受ける場合の取扱いに関する留意事項)			(国外移転所得金額の返還を受ける場合の取扱いに関する留意事項)																								
5-1 措置法通達 66 の 4 (11) - 2 ……措置法通達 66 の 4 (11) - 2 …… …………… (注) 措置法通達 66 の 4 (11) - 2 ……			5-1 措置法通達 66 の 4 (9) - 2 ……措置法通達 66 の 4 (9) - 2 …… …………… (注) 措置法通達 66 の 4 (9) - 2 ……																								
第7章 平成29年1月31日付官協8-1ほか7課共同「日台民間租税取決め第24条(相互協議手続)の取扱い等について」(事務運営指針)(以下「日台相互協議指針」という。)に定める相互協議が行われる場合の取扱い			第7章 平成29年1月31日付官協8-1ほか7課共同「日台民間租税取決め第24条(相互協議手続)の取扱い等について」(事務運営指針)(以下「日台相互協議指針」という。)に定める相互協議が行われる場合の取扱い																								
……………			……………																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">1-1 (35)</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">……………</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">……………</td> </tr> <tr> <td>1-2 (2)、3-22 …… 事例 31</td> <td>合意</td> <td>解決</td> </tr> <tr> <td>3-4 (4) ロ、3-22 及び 5-2</td> <td>外国税務当局</td> <td>台湾の権限のある機関</td> </tr> <tr> <td>3-27</td> <td>……………</td> <td>……………外国居住者等所得相互免除法……………</td> </tr> </table>	1-1 (35)	……………	……………	1-2 (2)、3-22 …… 事例 31	合意	解決	3-4 (4) ロ、3-22 及び 5-2	外国税務当局	台湾の権限のある機関	3-27	……………	……………外国居住者等所得相互免除法……………			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">1-1 (34)</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">……………</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">……………</td> </tr> <tr> <td>1-2 (2)、3-21 …… 事例 28</td> <td>合意</td> <td>解決</td> </tr> <tr> <td>3-4 (4) ロ、3-21、5-2</td> <td>外国税務当局</td> <td>台湾の権限のある機関</td> </tr> <tr> <td>3-26</td> <td>……………</td> <td>……………同法…………… ……………</td> </tr> </table>	1-1 (34)	……………	……………	1-2 (2)、3-21 …… 事例 28	合意	解決	3-4 (4) ロ、3-21、5-2	外国税務当局	台湾の権限のある機関	3-26	……………	……………同法…………… ……………
1-1 (35)	……………	……………																									
1-2 (2)、3-22 …… 事例 31	合意	解決																									
3-4 (4) ロ、3-22 及び 5-2	外国税務当局	台湾の権限のある機関																									
3-27	……………	……………外国居住者等所得相互免除法……………																									
1-1 (34)	……………	……………																									
1-2 (2)、3-21 …… 事例 28	合意	解決																									
3-4 (4) ロ、3-21、5-2	外国税務当局	台湾の権限のある機関																									
3-26	……………	……………同法…………… ……………																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">……………事 例 30 及び事例 31</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">両国の税務当局</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">……………</td> </tr> <tr> <td>……………事</td> <td>……………</td> <td>相互協議において</td> </tr> </table>	……………事 例 30 及び事例 31	両国の税務当局	……………	……………事	……………	相互協議において			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">……………事 例 27 及び事例 28</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">両国の税務当局</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">……………</td> </tr> <tr> <td>……………事</td> <td>……………</td> <td>相互協議において</td> </tr> </table>	……………事 例 27 及び事例 28	両国の税務当局	……………	……………事	……………	相互協議において												
……………事 例 30 及び事例 31	両国の税務当局	……………																									
……………事	……………	相互協議において																									
……………事 例 27 及び事例 28	両国の税務当局	……………																									
……………事	……………	相互協議において																									


改正後			改正前		
例 31			例 28		
<p><u>(経過的取扱い)</u></p> <p><u>所得税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 6 号）、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成 31 年政令第 102 号）及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成 31 年財務省令第 14 号）による改正に伴うこの事務運営指針の取扱いの改正（2-1 から 2-3 までを除く。）及びこれらの改正に伴う別冊「移転価格税制の適用に当たっての参考事例集」の変更部分は、法人の令和 2 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。</u></p>					

改正後

改正前

様式 1

国外移転所得金額の返還に関する届出書

受付印 		※整理番号				
		※連結グループ整理番号				
令和 年 月 日 国税局長 殿 税務署長 殿	提出法人	(フリガナ)				
	<input type="checkbox"/> 単体法人	法人名				
	<input type="checkbox"/> 連結親法人	納税地	〒	電話 () -		
		(フリガナ)				
		代表者氏名	印			
次のとおり国外関連者から国外移転所得金額の返還を受けることとしますので届け出ます。						
連結子法人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)	法人名				
		本店又は主たる事務所の所在地	電話 () - (局 番)			
	(フリガナ)	代表者氏名				
国外関連者名			所在地			
返還予定日	返還額	返還予定日	返還額			
令和 年 月 日	() 円	令和 年 月 日	() 円			
令和 年 月 日	() 円	令和 年 月 日	() 円			
返還方法						
発生(連結)事業年度	平成・令和 年 月 期	平成・令和 年 月 期	平成・令和 年 月 期	平成・令和 年 月 期	平成・令和 年 月 期	合計
国外移転所得金額	円	円	円	円	円	円
独立企業間価格の算定方法						
その他の特記事項						
税理士署名押印			印			
(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。						
※税務署処理欄	部門	決算期	案簿番号	整理簿	備考	回付先 <input type="checkbox"/> 親署→子署 <input type="checkbox"/> 子署→親署

様式 1

国外移転所得金額の返還に関する届出書

受付印 		※整理番号				
		※連結グループ整理番号				
平成 年 月 日 国税局長 殿 税務署長 殿	提出法人	(フリガナ)				
	<input type="checkbox"/> 単体法人	法人名				
	<input type="checkbox"/> 連結親法人	納税地	〒	電話 () -		
		(フリガナ)				
		代表者氏名	印			
次のとおり国外関連者から国外移転所得金額の返還を受けることとしますので届け出ます。						
連結子法人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)	法人名				
		本店又は主たる事務所の所在地	電話 () - (局 番)			
	(フリガナ)	代表者氏名				
国外関連者名			所在地			
返還予定日	返還額	返還予定日	返還額			
平成 年 月 日	() 円	平成 年 月 日	() 円			
平成 年 月 日	() 円	平成 年 月 日	() 円			
返還方法						
発生(連結)事業年度	年 月 期	年 月 期	年 月 期	年 月 期	年 月 期	合計
国外移転所得金額	円	円	円	円	円	円
独立企業間価格の算定方法						
その他の特記事項						
税理士署名押印			印			
(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。						
※税務署処理欄	部門	決算期	案簿番号	整理簿	備考	回付先 <input type="checkbox"/> 親署→子署 <input type="checkbox"/> 子署→親署

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">国外移転所得金額の返還に関する届出書の記載要領</p> <p>1 この届出書は、租税特別措置法第 66 条の 4 又は第 68 条の 88 に規定する国外関連取引の対価の額とその国外関連取引に係る独立企業間価格との差額（以下「国外移転所得金額」といいます。）の全部又は一部を租税特別措置法関係通達（法人税編）66 の 4 (11) <u>一 2</u> 又は同通達（連結納税編）68 の 88 (11) <u>一 2</u> に基づきその国外関連者から返還を受けることとした場合に使用します。</p> <p>2 この届出書は、1 部を納税地の所轄税務署長に提出しますが、連結子法人の国外関連者に係るものの届出である場合には、当該連結子法人の連結親法人がその納税地の所轄税務署長に提出してください。</p> <p>なお、提出法人が調査課所管法人に該当する場合には 2 部をその納税地の所轄国税局長に提出してください。</p> <p>3 各欄の記載は、次によります。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、連結法人以外の法人（単体法人）がその国外関連者に係るものの届出を行う場合は「<input type="checkbox"/> 単体法人」にレ印を付した上、その法人（単体法人）に係る事項を記載してください。</p> <p>また、連結親法人が自己の国外関連者に係るものの届出を行う場合又はその連結子法人の国外関連者に係るものの届出を行う場合は「<input type="checkbox"/> 連結親法人」にレ印を付した上、その連結親法人に係る事項を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、連結子法人の国外関連者に係るものの届出を行う場合にのみ記載を要し、それ以外の場合は記載不要です。記載を要する場合は、その連結子法人の名称、その本店又は主たる事務所の所在地、代表者氏名、国外関連者の名称等、当該連結子法人に係る事項を記載してください。</p> <p>(3) 「返還予定日」欄には、国外関連者から国外移転所得金額の返還を受ける予定日を記載してください。</p> <p>なお、返還を受ける予定日が複数ある場合には、その予定日ごとに記載してください。</p> <p>(4) 「返還額」欄には、返還を受ける金額を円貨で記載しますが、その返還を受ける金額が外貨である場合は、その外貨による金額を括弧内に併せて記載してください。</p> <p>(5) 「発生（連結）事業年度」及び「国外移転所得金額」欄には、<u>該当する元号を○で囲んだ上、事業年度又は連結事業年度ごとにその国外移転所得金額を記載してください。</u></p> <p>(6) 「独立企業間価格の算定方法」欄には、租税特別措置法第 66 条の 4 第 2 項又は第 68 条の 88 第 2 項に掲げる独立企業間価格の算定方法のうち、採用したいずれかの算定方法の名称を記載してください。</p> <p>(7) 「税理士署名押印」欄には、この届出書を税理士が作成した場合は、その税理士が署名押印してください。</p>	<p style="text-align: center;">国外移転所得金額の返還に関する届出書の記載要領</p> <p>1 この届出書は、租税特別措置法第 66 条の 4 又は第 68 条の 88 に規定する国外関連取引の対価の額とその国外関連取引に係る独立企業間価格との差額（以下「国外移転所得金額」といいます。）の全部又は一部を租税特別措置法関係通達（法人税編）66 の 4 (9) <u>一 2</u> 又は同通達（連結納税編）68 の 88 (9) <u>一 2</u> に基づきその国外関連者から返還を受けることとした場合に使用します。</p> <p>2 この届出書は、1 部を納税地の所轄税務署長に提出しますが、連結子法人の国外関連者に係るものの届出である場合には、当該連結子法人の連結親法人がその納税地の所轄税務署長に提出してください。</p> <p>なお、提出法人が調査課所管法人に該当する場合には 2 部をその納税地の所轄国税局長に提出してください。</p> <p>3 各欄の記載は、次によります。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、連結法人以外の法人（単体法人）がその国外関連者に係るものの届出を行う場合は「<input type="checkbox"/> 単体法人」にレ印を付した上、その法人（単体法人）に係る事項を記載してください。</p> <p>また、連結親法人が自己の国外関連者に係るものの届出を行う場合又はその連結子法人の国外関連者に係るものの届出を行う場合は「<input type="checkbox"/> 連結親法人」にレ印を付した上、その連結親法人に係る事項を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、連結子法人の国外関連者に係るものの届出を行う場合にのみ記載を要し、それ以外の場合は記載不要です。記載を要する場合は、その連結子法人の名称、その本店又は主たる事務所の所在地、代表者氏名、国外関連者の名称等、当該連結子法人に係る事項を記載してください。</p> <p>(3) 「返還予定日」欄には、国外関連者から国外移転所得金額の返還を受ける予定日を記載してください。</p> <p>なお、返還を受ける予定日が複数ある場合には、その予定日ごとに記載してください。</p> <p>(4) 「返還額」欄には、返還を受ける金額を円貨で記載しますが、その返還を受ける金額が外貨である場合は、その外貨による金額を括弧内に併せて記載してください。</p> <p>(5) 「発生（連結）事業年度」及び「国外移転所得金額」欄には、<u>事業年度又は連結事業年度ごとにその国外移転所得金額を記載してください。</u></p> <p>(6) 「独立企業間価格の算定方法」欄には、租税特別措置法第 66 条の 4 第 2 項又は第 68 条の 88 第 2 項に掲げる独立企業間価格の算定方法のうち、採用したいずれかの算定方法の名称を記載してください。</p> <p>(7) 「税理士署名押印」欄には、この届出書を税理士が作成した場合は、その税理士が署名押印してください。</p>

改正後

改正前

様式 2

独立企業間価格の算定方法等の確認に関する申出書

様式 2

独立企業間価格の算定方法等の確認に関する申出書

受付印

令和 年 月 日		※整理番号		
		※連結グループ整理番号		
国税局長 殿 税務署長	中出法人	(フリガナ) 法人名		
	<input type="checkbox"/> 単体 <input type="checkbox"/> 連結 税法人	納税地	〒	電話() -
		(フリガナ) 代表者氏名		
		(フリガナ) 責任者氏名		
		事業種目	資本金	百万円

租税特別措置法第66条の4第2項又は第68条の88第2項に掲げる独立企業間価格の算定方法及びその具体的内容について、次のとおり確認を受けたいので申出をします。
申出の後、添付した資料のほかに審査のために必要な資料の提出を求められた場合には、速やかに提出します。

(申出の対象が連結子法人である場合) 連結子法人	(フリガナ) 法人名	整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	※税務署処理欄 部門	
	(フリガナ) 代表者氏名	決算期	
	責任者氏名	業種番号	
	事業種目	整理簿	
		回付先	<input type="checkbox"/> 親署⇒子署 <input type="checkbox"/> 子署⇒親署

国外関連者	名称	税理士署名押印
	本店又は主たる事務所の所在地	
	代表者氏名	
	事業種目	

確認対象(連結)事業年度 自 平成・令和 年 月 日 (連結)事業年度 至 平成・令和 年 月 日 (連結)事業年度
平成・令和 年 月 日 平成・令和 年 月 日

確認対象取引

独立企業間価格の算定方法

相互協議の希望の有無	有・無	相手国名	
確認対象(連結)事業年度前の各(連結)事業年度への適用の希望の有無	有・無	確認対象(連結)事業年度	自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日 平成・令和 年 月 日 平成・令和 年 月 日

(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。

※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	整理簿	備考
---------	----	-----	------	-----	----

受付印

平成 年 月 日		※整理番号		
		※連結グループ整理番号		
国税局長 殿 税務署長	中出法人	(フリガナ) 法人名		
	<input type="checkbox"/> 単体 <input type="checkbox"/> 連結 税法人	納税地	〒	電話() -
		(フリガナ) 代表者氏名		
		(フリガナ) 責任者氏名		
		事業種目	資本金	百万円

租税特別措置法第66条の4第2項又は第68条の88第2項に掲げる独立企業間価格の算定方法及びその具体的内容について、次のとおり確認を受けたいので申出をします。
申出の後、添付した資料のほかに審査のために必要な資料の提出を求められた場合には、速やかに提出します。

(申出の対象が連結子法人である場合) 連結子法人	(フリガナ) 法人名	整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	※税務署処理欄 部門	
	(フリガナ) 代表者氏名	決算期	
	責任者氏名	業種番号	
	事業種目	整理簿	
		回付先	<input type="checkbox"/> 親署⇒子署 <input type="checkbox"/> 子署⇒親署

国外関連者	名称	税理士署名押印
	本店又は主たる事務所の所在地	
	代表者氏名	
	事業種目	

確認対象(連結)事業年度 自 平成 年 月 日 (連結)事業年度 至 平成 年 月 日 (連結)事業年度
平成 年 月 日 平成 年 月 日

確認対象取引

独立企業間価格の算定方法

相互協議の希望の有無	有・無	相手国名	
確認対象(連結)事業年度前の各(連結)事業年度への適用の希望の有無	有・無	確認対象(連結)事業年度	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 平成 年 月 日 平成 年 月 日

(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。

※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	整理簿	備考
---------	----	-----	------	-----	----

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">独立企業間価格の算定方法等の確認に関する申出書の記載要領</p> <p>1 この申出書は、独立企業間価格の算定方法及びその具体的内容の確認に関する申出をする場合に使用します。</p> <p>2 この申出書は、3部（相互協議を求める場合には4部）を納税地の所轄税務署長に提出しますが、連結子法人の国外関連取引に係る申出については、当該連結子法人の連結親法人がその納税地の所轄税務署長に提出してください。事前確認を受けようとする国外関連取引（以下「確認対象取引」といいます。）に係る連結子法人が複数ある場合や国外関連者が複数でその所在する国又は地域が異なる場合には、その連結子法人ごと、その国外関連者の所在する国又は地域ごとに提出してください。</p> <p>なお、申出法人が調査課所管法人に該当する場合には1部（相互協議を求める場合には2部）をその納税地の所轄国税局長に提出してください。</p> <p>3 各欄の記載は、次によります。</p> <p>(1) 「申出法人」欄には、連結法人以外の法人（単体法人）がその国外関連取引に係る申出を行う場合には「<input type="checkbox"/> 単体法人」にレ印を付した上、当該法人（単体法人）に関する事項を記載してください。</p> <p>また、連結親法人が自己の国外関連取引に係る申出を行う場合又はその連結子法人の国外関連取引に係る申出を行う場合には「<input type="checkbox"/> 連結親法人」にレ印を付した上、当該連結親法人に関する事項を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、連結子法人の国外関連取引に係る申出である場合にのみ記載し、それ以外の場合は記載不要です。記載を要する場合は、その連結子法人の名称、その本店又は主たる事務所の所在地、代表者氏名等、当該連結子法人に関する事項を記載してください。</p> <p>(3) 「申出法人」、「連結子法人」又は「国外関連者」欄中の各「事業種目」欄には、それぞれの者が営む事業の種目を記載し、一の者が複数の事業を営む場合には、主たる事業の種目を記載してください。</p> <p>(4) 「確認対象（連結）事業年度」欄には、<u>該当する元号を○で囲んだ上</u>、事前確認を受けようとする事業年度又は連結事業年度を記載してください。</p> <p>(5) 「確認対象取引」欄には、棚卸資産の売買、役務提供、有形固定資産の使用、<u>無形資産</u>の使用、貸付金その他事前確認を受けようとする国外関連取引の種類及び対象品目、役務の内容、貸付金の内容等を記載してください。</p> <p>(6) 「独立企業間価格の算定方法」欄には、租税特別措置法第66条の4第2項各号又は第68条の88第2項各号に掲げる算定方法のうち、採用しようとするいずれかの算定方法の名称を記載してください。</p> <p>(7) 「税理士署名押印」欄には、この申出書を税理士が作成した場合は、その税理士が署名押印してください。</p> <p>4 この申出書には、平成13年6月1日付査調7-1ほか3課共同「移転価格事務運営要領の制定について」（事務運営指針）の6-3（資料の添付）又は平成17年4月28日付査調7-4ほか3課共同「連結法人に係る移転価格事務運営要領の制定について」（事務運営指針）の6-3（資料の添付）に掲げる資料のほか、確認にあたり必要と認められる資料を必ず添付してください。</p>	<p style="text-align: center;">独立企業間価格の算定方法等の確認に関する申出書の記載要領</p> <p>1 この申出書は、独立企業間価格の算定方法及びその具体的内容の確認に関する申出をする場合に使用します。</p> <p>2 この申出書は、3部（相互協議を求める場合には4部）を納税地の所轄税務署長に提出しますが、連結子法人の国外関連取引に係る申出については、当該連結子法人の連結親法人がその納税地の所轄税務署長に提出してください。事前確認を受けようとする国外関連取引（以下「確認対象取引」といいます。）に係る連結子法人が複数ある場合や国外関連者が複数でその所在する国又は地域が異なる場合には、その連結子法人ごと、その国外関連者の所在する国又は地域ごとに提出してください。</p> <p>なお、申出法人が調査課所管法人に該当する場合には1部（相互協議を求める場合には2部）をその納税地の所轄国税局長に提出してください。</p> <p>3 各欄の記載は、次によります。</p> <p>(1) 「申出法人」欄には、連結法人以外の法人（単体法人）がその国外関連取引に係る申出を行う場合には「<input type="checkbox"/> 単体法人」にレ印を付した上、当該法人（単体法人）に関する事項を記載してください。</p> <p>また、連結親法人が自己の国外関連取引に係る申出を行う場合又はその連結子法人の国外関連取引に係る申出を行う場合には「<input type="checkbox"/> 連結親法人」にレ印を付した上、当該連結親法人に関する事項を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、連結子法人の国外関連取引に係る申出である場合にのみ記載し、それ以外の場合は記載不要です。記載を要する場合は、その連結子法人の名称、その本店又は主たる事務所の所在地、代表者氏名等、当該連結子法人に関する事項を記載してください。</p> <p>(3) 「申出法人」、「連結子法人」又は「国外関連者」欄中の各「事業種目」欄には、それぞれの者が営む事業の種目を記載し、一の者が複数の事業を営む場合には、主たる事業の種目を記載してください。</p> <p>(4) 「確認対象（連結）事業年度」欄には、事前確認を受けようとする事業年度又は連結事業年度を記載してください。</p> <p>(5) 「確認対象取引」欄には、棚卸資産の売買、役務提供、有形固定資産の使用、<u>無形固定資産</u>の使用、貸付金その他事前確認を受けようとする国外関連取引の種類及び対象品目、役務の内容、貸付金の内容等を記載してください。</p> <p>(6) 「独立企業間価格の算定方法」欄には、租税特別措置法第66条の4第2項各号又は第68条の88第2項各号に掲げる算定方法のうち、採用しようとするいずれかの算定方法の名称を記載してください。</p> <p>(7) 「税理士署名押印」欄には、この申出書を税理士が作成した場合は、その税理士が署名押印してください。</p> <p>4 この申出書には、平成13年6月1日付査調7-1ほか3課共同「移転価格事務運営要領の制定について」（事務運営指針）の6-3（資料の添付）又は平成17年4月28日付査調7-4ほか3課共同「連結法人に係る移転価格事務運営要領の制定について」（事務運営指針）の6-3（資料の添付）に掲げる資料のほか、確認にあたり必要と認められる資料を必ず添付してください。</p>

改正後

様式3

	第 号
	令和 年 月 日
納 税 地	
法 人 名	
代表者氏名	殿

国 税 局 長
税 務 署 長

独立企業間価格の算定方法等の確認通知書

貴法人から平成 令和 年 月 日付で確認の申出のあった下記の法人に係る独立企業間価格の算定方法等については、下記の事業年度分及び連結事業年度分について申出のとおり確認したので通知します。

なお、本件確認に係る報告書については、確認事業年度の各事業年度又は確認連結事業年度の各連結事業年度終了の日から 月以内 に提出してください。

記

1 確認対象取引を行う法人

本店又は主たる事務所の所在地	
法 人 名	
代 表 者 氏 名	

2 確認事業年度及び確認連結事業年度

確認事業年度	平成 令和 年 月期から平成 令和 年 月期
確認連結事業年度	平成 令和 年 月期から平成 令和 年 月期

改正前

様式3

	第 号
	平成 年 月 日
納 税 地	
法 人 名	
代表者氏名	殿

国 税 局 長
税 務 署 長

独立企業間価格の算定方法等の確認通知書

貴法人から平成 年 月 日付で確認の申出のあった下記の法人に係る独立企業間価格の算定方法等については、下記の事業年度分及び連結事業年度分について申出のとおり確認したので通知します。

なお、本件確認に係る報告書については、確認事業年度の各事業年度又は確認連結事業年度の各連結事業年度終了の日から 月以内 に提出してください。

記

1 確認対象取引を行う法人

本店又は主たる事務所の所在地	
法 人 名	
代 表 者 氏 名	

2 確認事業年度及び確認連結事業年度

確認事業年度	平成 年 月期から平成 年 月期
確認連結事業年度	平成 年 月期から平成 年 月期

改 正 後	改 正 前																				
独立企業間価格の算定方法等の確認通知書	独立企業間価格の算定方法等の確認通知書																				
<p>1 使用目的</p> <p>「独立企業間価格の算定方法等の確認通知書」(様式3)は、法人から申出のあった独立企業間価格の算定方法等の確認に関する申出について確認を行う場合に使用する。</p> <p>2 記載要領</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">国 税 局 長 税 務 署 長</td> <td>通知先法人に応じ、発信者を特定するとともに「国税局長」又は「税務署長」のいずれかの文字を抹消する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">本 文</td> <td> <p>「貴法人から」の文字は、申出法人と通知先法人が異なる場合には抹消する。</p> <p><u>「平成 令和」の箇所は、元号に応じ、「平成」又は「令和」のいずれかの文字を抹消する。</u></p> <p>「下記の法人に係る」の文字は、確認の対象となる国外関連取引を行う法人が連結子法人でない場合は抹消する。</p> <p>「事業年度分及び連結事業年度分」の箇所は、必要に応じ、「事業年度及び」又は「及び連結事業年度」のいずれかの文字を抹消する。</p> <p>「確認事業年度の各事業年度又は確認連結事業年度の各連結事業年度終了の日から か月以内」の箇所は、空白部分に(連結)確定申告書の提出期限又は所轄税務署長が定めた提出期限を記載するとともに、必要に応じ、「確認事業年度の各事業年度又は」又は「又は確認連結事業年度の各連結事業年度」のいずれかの文字を抹消する。</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">確認対象取引 を行う法人</td> <td>確認の対象となる国外関連取引を行う法人が連結子法人である場合に当該連結子法人に関する事項を記載する。 それ以外の場合は当該欄を抹消する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">確認事業年度 及び確認連結 事業年度</td> <td> <p><u>「平成 令和」の箇所は、元号に応じ、「平成」又は「令和」のいずれかの文字を抹消の上、</u>確認事業年度及び確認連結事業年度を記載する。</p> <p>なお、確認事業年度又は確認連結事業年度前の各事業年度又は各連結事業年度について確認を行う場合には、当該各事業年度又は各連結事業年度を含めた期間を記載する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	項 目	内 容	国 税 局 長 税 務 署 長	通知先法人に応じ、発信者を特定するとともに「国税局長」又は「税務署長」のいずれかの文字を抹消する。	本 文	<p>「貴法人から」の文字は、申出法人と通知先法人が異なる場合には抹消する。</p> <p><u>「平成 令和」の箇所は、元号に応じ、「平成」又は「令和」のいずれかの文字を抹消する。</u></p> <p>「下記の法人に係る」の文字は、確認の対象となる国外関連取引を行う法人が連結子法人でない場合は抹消する。</p> <p>「事業年度分及び連結事業年度分」の箇所は、必要に応じ、「事業年度及び」又は「及び連結事業年度」のいずれかの文字を抹消する。</p> <p>「確認事業年度の各事業年度又は確認連結事業年度の各連結事業年度終了の日から か月以内」の箇所は、空白部分に(連結)確定申告書の提出期限又は所轄税務署長が定めた提出期限を記載するとともに、必要に応じ、「確認事業年度の各事業年度又は」又は「又は確認連結事業年度の各連結事業年度」のいずれかの文字を抹消する。</p>	確認対象取引 を行う法人	確認の対象となる国外関連取引を行う法人が連結子法人である場合に当該連結子法人に関する事項を記載する。 それ以外の場合は当該欄を抹消する。	確認事業年度 及び確認連結 事業年度	<p><u>「平成 令和」の箇所は、元号に応じ、「平成」又は「令和」のいずれかの文字を抹消の上、</u>確認事業年度及び確認連結事業年度を記載する。</p> <p>なお、確認事業年度又は確認連結事業年度前の各事業年度又は各連結事業年度について確認を行う場合には、当該各事業年度又は各連結事業年度を含めた期間を記載する。</p>	<p>1 使用目的</p> <p>「独立企業間価格の算定方法等の確認通知書」(様式3)は、法人から申出のあった独立企業間価格の算定方法等の確認に関する申出について確認を行う場合に使用する。</p> <p>2 記載要領</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">国 税 局 長 税 務 署 長</td> <td>通知先法人に応じ、発信者を特定するとともに「国税局長」又は「税務署長」のいずれかの文字を抹消する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">本 文</td> <td> <p>「貴法人から」の文字は、申出法人と通知先法人が異なる場合には抹消する。</p> <p>「下記の法人に係る」の文字は、確認の対象となる国外関連取引を行う法人が連結子法人でない場合は抹消する。</p> <p>「事業年度分及び連結事業年度分」の箇所は、必要に応じ、「事業年度及び」又は「及び連結事業年度」のいずれかの文字を抹消する。</p> <p>「確認事業年度の各事業年度又は確認連結事業年度の各連結事業年度終了の日から か月以内」の箇所は、空白部分に(連結)確定申告書の提出期限又は所轄税務署長が定めた提出期限を記載するとともに、必要に応じ、「確認事業年度の各事業年度又は」又は「又は確認連結事業年度の各連結事業年度」のいずれかの文字を抹消する。</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">確認対象取引 を行う法人</td> <td>確認の対象となる国外関連取引を行う法人が連結子法人である場合に当該連結子法人に関する事項を記載する。 それ以外の場合は当該欄を抹消する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">確認事業年度 及び確認連結 事業年度</td> <td> <p>確認事業年度及び確認連結事業年度を記載する。</p> <p>なお、確認事業年度又は確認連結事業年度前の各事業年度又は各連結事業年度について確認を行う場合には、当該各事業年度又は各連結事業年度を含めた期間を記載する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	項 目	内 容	国 税 局 長 税 務 署 長	通知先法人に応じ、発信者を特定するとともに「国税局長」又は「税務署長」のいずれかの文字を抹消する。	本 文	<p>「貴法人から」の文字は、申出法人と通知先法人が異なる場合には抹消する。</p> <p>「下記の法人に係る」の文字は、確認の対象となる国外関連取引を行う法人が連結子法人でない場合は抹消する。</p> <p>「事業年度分及び連結事業年度分」の箇所は、必要に応じ、「事業年度及び」又は「及び連結事業年度」のいずれかの文字を抹消する。</p> <p>「確認事業年度の各事業年度又は確認連結事業年度の各連結事業年度終了の日から か月以内」の箇所は、空白部分に(連結)確定申告書の提出期限又は所轄税務署長が定めた提出期限を記載するとともに、必要に応じ、「確認事業年度の各事業年度又は」又は「又は確認連結事業年度の各連結事業年度」のいずれかの文字を抹消する。</p>	確認対象取引 を行う法人	確認の対象となる国外関連取引を行う法人が連結子法人である場合に当該連結子法人に関する事項を記載する。 それ以外の場合は当該欄を抹消する。	確認事業年度 及び確認連結 事業年度	<p>確認事業年度及び確認連結事業年度を記載する。</p> <p>なお、確認事業年度又は確認連結事業年度前の各事業年度又は各連結事業年度について確認を行う場合には、当該各事業年度又は各連結事業年度を含めた期間を記載する。</p>
項 目	内 容																				
国 税 局 長 税 務 署 長	通知先法人に応じ、発信者を特定するとともに「国税局長」又は「税務署長」のいずれかの文字を抹消する。																				
本 文	<p>「貴法人から」の文字は、申出法人と通知先法人が異なる場合には抹消する。</p> <p><u>「平成 令和」の箇所は、元号に応じ、「平成」又は「令和」のいずれかの文字を抹消する。</u></p> <p>「下記の法人に係る」の文字は、確認の対象となる国外関連取引を行う法人が連結子法人でない場合は抹消する。</p> <p>「事業年度分及び連結事業年度分」の箇所は、必要に応じ、「事業年度及び」又は「及び連結事業年度」のいずれかの文字を抹消する。</p> <p>「確認事業年度の各事業年度又は確認連結事業年度の各連結事業年度終了の日から か月以内」の箇所は、空白部分に(連結)確定申告書の提出期限又は所轄税務署長が定めた提出期限を記載するとともに、必要に応じ、「確認事業年度の各事業年度又は」又は「又は確認連結事業年度の各連結事業年度」のいずれかの文字を抹消する。</p>																				
確認対象取引 を行う法人	確認の対象となる国外関連取引を行う法人が連結子法人である場合に当該連結子法人に関する事項を記載する。 それ以外の場合は当該欄を抹消する。																				
確認事業年度 及び確認連結 事業年度	<p><u>「平成 令和」の箇所は、元号に応じ、「平成」又は「令和」のいずれかの文字を抹消の上、</u>確認事業年度及び確認連結事業年度を記載する。</p> <p>なお、確認事業年度又は確認連結事業年度前の各事業年度又は各連結事業年度について確認を行う場合には、当該各事業年度又は各連結事業年度を含めた期間を記載する。</p>																				
項 目	内 容																				
国 税 局 長 税 務 署 長	通知先法人に応じ、発信者を特定するとともに「国税局長」又は「税務署長」のいずれかの文字を抹消する。																				
本 文	<p>「貴法人から」の文字は、申出法人と通知先法人が異なる場合には抹消する。</p> <p>「下記の法人に係る」の文字は、確認の対象となる国外関連取引を行う法人が連結子法人でない場合は抹消する。</p> <p>「事業年度分及び連結事業年度分」の箇所は、必要に応じ、「事業年度及び」又は「及び連結事業年度」のいずれかの文字を抹消する。</p> <p>「確認事業年度の各事業年度又は確認連結事業年度の各連結事業年度終了の日から か月以内」の箇所は、空白部分に(連結)確定申告書の提出期限又は所轄税務署長が定めた提出期限を記載するとともに、必要に応じ、「確認事業年度の各事業年度又は」又は「又は確認連結事業年度の各連結事業年度」のいずれかの文字を抹消する。</p>																				
確認対象取引 を行う法人	確認の対象となる国外関連取引を行う法人が連結子法人である場合に当該連結子法人に関する事項を記載する。 それ以外の場合は当該欄を抹消する。																				
確認事業年度 及び確認連結 事業年度	<p>確認事業年度及び確認連結事業年度を記載する。</p> <p>なお、確認事業年度又は確認連結事業年度前の各事業年度又は各連結事業年度について確認を行う場合には、当該各事業年度又は各連結事業年度を含めた期間を記載する。</p>																				

改正後

改正前

様式 4

様式 4

納 税 地	
法 人 名	
代表者氏名	殿

納 税 地	
法 人 名	
代表者氏名	殿

第 号
令和 年 月 日

第 号
平成 年 月 日

国 税 局 長
税 務 署 長

国 税 局 長
税 務 署 長

独立企業間価格の算定方法等の確認ができない旨の通知書

独立企業間価格の算定方法等の確認ができない旨の通知書

貴法人から平成 令和 年 月 日付で確認の申出のあった下記の法人に係る独立企業間価格の算定方法等については、下記の理由により確認できませんので通知します。

貴法人から平成 年 月 日付で確認の申出のあった下記の法人に係る独立企業間価格の算定方法等については、下記の理由により確認できませんので通知します。

記

記

1 確認対象取引を行う法人

本店又は主たる 事務所の所在地	
法 人 名	
代 表 者 氏 名	

1 確認対象取引を行う法人

本店又は主たる 事務所の所在地	
法 人 名	
代 表 者 氏 名	

2 理由

--

2 理由

--

改正後	改正前																				
<p style="text-align: center;">独立企業間価格の算定方法等の確認ができない旨の通知書</p> <p>1 使用目的 「独立企業間価格の算定方法等の確認ができない旨の通知書」（様式4）は、法人から申出のあった独立企業間価格の算定方法等の確認に関する申出について確認できない旨を通知する場合に使用する。</p> <p>2 記載要領</p> <table border="1" data-bbox="268 526 1019 1220"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国税局長 税務署長</td> <td>通知先法人に応じ、発信者を特定するとともに「国税局長」又は「税務署長」のいずれかの文字を抹消する。</td> </tr> <tr> <td>本文</td> <td>「貴法人から」の文字は、申出法人と通知先法人が異なる場合には抹消する。 <u>「平成 令和」の箇所は、元号に応じ、「平成」又は「令和」のいずれかの文字を抹消する。</u> 「下記の法人に係る」の文字は、確認の対象となる国外関連取引を行う法人が連結子法人でない場合は抹消する。</td> </tr> <tr> <td>確認対象取引を行う法人</td> <td>確認の対象となる国外関連取引を行う法人が連結子法人である場合に当該連結子法人に関する事項を記載する。 それ以外の場合は当該欄を抹消する。</td> </tr> <tr> <td>理由</td> <td>確認できない理由を簡潔具体的に、例えば、「貴法人の申し出た国外関連取引に係る独立企業間価格の算定方法等は、最も適切な方法であると認められないため確認できません。」等のように記載する。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	国税局長 税務署長	通知先法人に応じ、発信者を特定するとともに「国税局長」又は「税務署長」のいずれかの文字を抹消する。	本文	「貴法人から」の文字は、申出法人と通知先法人が異なる場合には抹消する。 <u>「平成 令和」の箇所は、元号に応じ、「平成」又は「令和」のいずれかの文字を抹消する。</u> 「下記の法人に係る」の文字は、確認の対象となる国外関連取引を行う法人が連結子法人でない場合は抹消する。	確認対象取引を行う法人	確認の対象となる国外関連取引を行う法人が連結子法人である場合に当該連結子法人に関する事項を記載する。 それ以外の場合は当該欄を抹消する。	理由	確認できない理由を簡潔具体的に、例えば、「貴法人の申し出た国外関連取引に係る独立企業間価格の算定方法等は、最も適切な方法であると認められないため確認できません。」等のように記載する。	<p style="text-align: center;">独立企業間価格の算定方法等の確認ができない旨の通知書</p> <p>1 使用目的 「独立企業間価格の算定方法等の確認ができない旨の通知書」（様式4）は、法人から申出のあった独立企業間価格の算定方法等の確認に関する申出について確認できない旨を通知する場合に使用する。</p> <p>2 記載要領</p> <table border="1" data-bbox="1209 526 1960 1220"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国税局長 税務署長</td> <td>通知先法人に応じ、発信者を特定するとともに「国税局長」又は「税務署長」のいずれかの文字を抹消する。</td> </tr> <tr> <td>本文</td> <td>「貴法人から」の文字は、申出法人と通知先法人が異なる場合には抹消する。 「下記の法人に係る」の文字は、確認の対象となる国外関連取引を行う法人が連結子法人でない場合は抹消する。</td> </tr> <tr> <td>確認対象取引を行う法人</td> <td>確認の対象となる国外関連取引を行う法人が連結子法人である場合に当該連結子法人に関する事項を記載する。 それ以外の場合は当該欄を抹消する。</td> </tr> <tr> <td>理由</td> <td>確認できない理由を簡潔具体的に、例えば、「貴法人の申し出た国外関連取引に係る独立企業間価格の算定方法等は、最も適切な方法であると認められないため確認できません。」等のように記載する。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	国税局長 税務署長	通知先法人に応じ、発信者を特定するとともに「国税局長」又は「税務署長」のいずれかの文字を抹消する。	本文	「貴法人から」の文字は、申出法人と通知先法人が異なる場合には抹消する。 「下記の法人に係る」の文字は、確認の対象となる国外関連取引を行う法人が連結子法人でない場合は抹消する。	確認対象取引を行う法人	確認の対象となる国外関連取引を行う法人が連結子法人である場合に当該連結子法人に関する事項を記載する。 それ以外の場合は当該欄を抹消する。	理由	確認できない理由を簡潔具体的に、例えば、「貴法人の申し出た国外関連取引に係る独立企業間価格の算定方法等は、最も適切な方法であると認められないため確認できません。」等のように記載する。
項目	内容																				
国税局長 税務署長	通知先法人に応じ、発信者を特定するとともに「国税局長」又は「税務署長」のいずれかの文字を抹消する。																				
本文	「貴法人から」の文字は、申出法人と通知先法人が異なる場合には抹消する。 <u>「平成 令和」の箇所は、元号に応じ、「平成」又は「令和」のいずれかの文字を抹消する。</u> 「下記の法人に係る」の文字は、確認の対象となる国外関連取引を行う法人が連結子法人でない場合は抹消する。																				
確認対象取引を行う法人	確認の対象となる国外関連取引を行う法人が連結子法人である場合に当該連結子法人に関する事項を記載する。 それ以外の場合は当該欄を抹消する。																				
理由	確認できない理由を簡潔具体的に、例えば、「貴法人の申し出た国外関連取引に係る独立企業間価格の算定方法等は、最も適切な方法であると認められないため確認できません。」等のように記載する。																				
項目	内容																				
国税局長 税務署長	通知先法人に応じ、発信者を特定するとともに「国税局長」又は「税務署長」のいずれかの文字を抹消する。																				
本文	「貴法人から」の文字は、申出法人と通知先法人が異なる場合には抹消する。 「下記の法人に係る」の文字は、確認の対象となる国外関連取引を行う法人が連結子法人でない場合は抹消する。																				
確認対象取引を行う法人	確認の対象となる国外関連取引を行う法人が連結子法人である場合に当該連結子法人に関する事項を記載する。 それ以外の場合は当該欄を抹消する。																				
理由	確認できない理由を簡潔具体的に、例えば、「貴法人の申し出た国外関連取引に係る独立企業間価格の算定方法等は、最も適切な方法であると認められないため確認できません。」等のように記載する。																				

改正後

様式 5

	第 号 令和 年 月 日
納 税 地	
法 人 名	
代表者氏名	殿

国 税 局 長
税 務 署 長

独立企業間価格の算定方法等の確認取消通知書

平成 令和 年 月 日付で通知した下記の法人に係る独立企業間価格の算定方法等の確認については、平成 令和 年 月 日終了（連結）事業年度以降の（連結）事業年度分につき下記の理由により取り消したので通知します。

記

1 確認対象取引を行う法人

本店又は主たる事務所の所在地	
法 人 名	
代 表 者 氏 名	

2 理由

改正前

様式 5

	第 号 平成 年 月 日
納 税 地	
法 人 名	
代表者氏名	殿

国 税 局 長
税 務 署 長

独立企業間価格の算定方法等の確認取消通知書

平成 年 月 日付で通知した下記の法人に係る独立企業間価格の算定方法等の確認については、平成 年 月 日終了（連結）事業年度以降の（連結）事業年度分につき下記の理由により取り消したので通知します。

記

1 確認対象取引を行う法人

本店又は主たる事務所の所在地	
法 人 名	
代 表 者 氏 名	

2 理由

改正後	改正前																				
<p style="text-align: center;">独立企業間価格の算定方法等の確認取消通知書</p> <p>1 使用目的 「独立企業間価格の算定方法等の確認取消通知書」(様式5)は、独立企業間価格の算定方法等の確認について取消しを行う場合に使用する。</p> <p>2 記載要領</p> <table border="1" data-bbox="286 536 1055 1313"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国税局長 税務署長</td> <td>通知先法人に応じ、発信者を特定するとともに「国税局長」又は「税務署長」のいずれかの文字を抹消する。</td> </tr> <tr> <td>本文</td> <td>「平成 令和 年 月 日付で通知した」の箇所は、<u>元号に応じ、「平成」又は「令和」のいずれかの文字を抹消する。</u> 「下記の法人に係る」の文字は、確認の対象となる国外関連取引を行う法人が連結子法人でない場合は抹消する。 「平成 令和 年 月 日終了(連結)事業年度以降の(連結)事業年度分」の箇所は、<u>元号に応じ、「平成」又は「令和」のいずれかの文字を抹消の上、事業年度又は連結事業年度の区分に応じ、補正するとともに、その終了の日を記載する。</u></td> </tr> <tr> <td>確認対象取引を行う法人</td> <td>確認の対象となる国外関連取引を行う法人が連結子法人である場合に当該連結子法人に関する事項を記載する。 それ以外の場合は当該欄を抹消する。</td> </tr> <tr> <td>理由</td> <td>平成13年6月1日付査調7-1ほか3課共同「移転価格事務運営要領の制定について」(事務運営指針)6-21(1)(事前確認の取消し)又は平成17年4月28日付査調7-4ほか3課共同「連結法人に係る移転価格事務運営要領の制定について」(事務運営指針)6-21(1)(事前確認の取消し)に定める取消しの理由を記載する。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	国税局長 税務署長	通知先法人に応じ、発信者を特定するとともに「国税局長」又は「税務署長」のいずれかの文字を抹消する。	本文	「平成 令和 年 月 日付で通知した」の箇所は、 <u>元号に応じ、「平成」又は「令和」のいずれかの文字を抹消する。</u> 「下記の法人に係る」の文字は、確認の対象となる国外関連取引を行う法人が連結子法人でない場合は抹消する。 「平成 令和 年 月 日終了(連結)事業年度以降の(連結)事業年度分」の箇所は、 <u>元号に応じ、「平成」又は「令和」のいずれかの文字を抹消の上、事業年度又は連結事業年度の区分に応じ、補正するとともに、その終了の日を記載する。</u>	確認対象取引を行う法人	確認の対象となる国外関連取引を行う法人が連結子法人である場合に当該連結子法人に関する事項を記載する。 それ以外の場合は当該欄を抹消する。	理由	平成13年6月1日付査調7-1ほか3課共同「移転価格事務運営要領の制定について」(事務運営指針)6-21(1)(事前確認の取消し)又は平成17年4月28日付査調7-4ほか3課共同「連結法人に係る移転価格事務運営要領の制定について」(事務運営指針)6-21(1)(事前確認の取消し)に定める取消しの理由を記載する。	<p style="text-align: center;">独立企業間価格の算定方法等の確認取消通知書</p> <p>1 使用目的 「独立企業間価格の算定方法等の確認取消通知書」(様式5)は、独立企業間価格の算定方法等の確認について取消しを行う場合に使用する。</p> <p>2 記載要領</p> <table border="1" data-bbox="1227 536 1995 1313"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国税局長 税務署長</td> <td>通知先法人に応じ、発信者を特定するとともに「国税局長」又は「税務署長」のいずれかの文字を抹消する。</td> </tr> <tr> <td>本文</td> <td>「下記の法人に係る」の文字は、確認の対象となる国外関連取引を行う法人が連結子法人でない場合は抹消する。 「平成 年 月 日終了(連結)事業年度以降の(連結)事業年度分」の箇所は、事業年度又は連結事業年度の区分に応じ、補正するとともに、その終了の日を記載する。</td> </tr> <tr> <td>確認対象取引を行う法人</td> <td>確認の対象となる国外関連取引を行う法人が連結子法人である場合に当該連結子法人に関する事項を記載する。 それ以外の場合は当該欄を抹消する。</td> </tr> <tr> <td>理由</td> <td>平成13年6月1日付査調7-1ほか3課共同「移転価格事務運営要領の制定について」(事務運営指針)6-21(1)(事前確認の取消し)又は平成17年4月28日付査調7-4ほか3課共同「連結法人に係る移転価格事務運営要領の制定について」(事務運営指針)6-21(1)(事前確認の取消し)に定める取消しの理由を記載する。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	国税局長 税務署長	通知先法人に応じ、発信者を特定するとともに「国税局長」又は「税務署長」のいずれかの文字を抹消する。	本文	「下記の法人に係る」の文字は、確認の対象となる国外関連取引を行う法人が連結子法人でない場合は抹消する。 「平成 年 月 日終了(連結)事業年度以降の(連結)事業年度分」の箇所は、事業年度又は連結事業年度の区分に応じ、補正するとともに、その終了の日を記載する。	確認対象取引を行う法人	確認の対象となる国外関連取引を行う法人が連結子法人である場合に当該連結子法人に関する事項を記載する。 それ以外の場合は当該欄を抹消する。	理由	平成13年6月1日付査調7-1ほか3課共同「移転価格事務運営要領の制定について」(事務運営指針)6-21(1)(事前確認の取消し)又は平成17年4月28日付査調7-4ほか3課共同「連結法人に係る移転価格事務運営要領の制定について」(事務運営指針)6-21(1)(事前確認の取消し)に定める取消しの理由を記載する。
項目	内容																				
国税局長 税務署長	通知先法人に応じ、発信者を特定するとともに「国税局長」又は「税務署長」のいずれかの文字を抹消する。																				
本文	「平成 令和 年 月 日付で通知した」の箇所は、 <u>元号に応じ、「平成」又は「令和」のいずれかの文字を抹消する。</u> 「下記の法人に係る」の文字は、確認の対象となる国外関連取引を行う法人が連結子法人でない場合は抹消する。 「平成 令和 年 月 日終了(連結)事業年度以降の(連結)事業年度分」の箇所は、 <u>元号に応じ、「平成」又は「令和」のいずれかの文字を抹消の上、事業年度又は連結事業年度の区分に応じ、補正するとともに、その終了の日を記載する。</u>																				
確認対象取引を行う法人	確認の対象となる国外関連取引を行う法人が連結子法人である場合に当該連結子法人に関する事項を記載する。 それ以外の場合は当該欄を抹消する。																				
理由	平成13年6月1日付査調7-1ほか3課共同「移転価格事務運営要領の制定について」(事務運営指針)6-21(1)(事前確認の取消し)又は平成17年4月28日付査調7-4ほか3課共同「連結法人に係る移転価格事務運営要領の制定について」(事務運営指針)6-21(1)(事前確認の取消し)に定める取消しの理由を記載する。																				
項目	内容																				
国税局長 税務署長	通知先法人に応じ、発信者を特定するとともに「国税局長」又は「税務署長」のいずれかの文字を抹消する。																				
本文	「下記の法人に係る」の文字は、確認の対象となる国外関連取引を行う法人が連結子法人でない場合は抹消する。 「平成 年 月 日終了(連結)事業年度以降の(連結)事業年度分」の箇所は、事業年度又は連結事業年度の区分に応じ、補正するとともに、その終了の日を記載する。																				
確認対象取引を行う法人	確認の対象となる国外関連取引を行う法人が連結子法人である場合に当該連結子法人に関する事項を記載する。 それ以外の場合は当該欄を抹消する。																				
理由	平成13年6月1日付査調7-1ほか3課共同「移転価格事務運営要領の制定について」(事務運営指針)6-21(1)(事前確認の取消し)又は平成17年4月28日付査調7-4ほか3課共同「連結法人に係る移転価格事務運営要領の制定について」(事務運営指針)6-21(1)(事前確認の取消し)に定める取消しの理由を記載する。																				

改正後

改正前

様式6

- 連結加入等法人の事前確認の継続届出書
- 連結離脱等法人の事前確認の継続届出書

様式6

- 連結加入等法人の事前確認の継続届出書
- 連結離脱等法人の事前確認の継続届出書

受付印 令和 年 月 日 国税局長 殿 税務署長		※整理番号 ※連結グループ整理番号				
		届出法人 <input type="checkbox"/> 法人名 <input type="checkbox"/> 連単結税法人	(フリガナ) 法人名 〒 納税地 (フリガナ) 代表者氏名 (フリガナ) 責任者氏名 事業種目 資本金 百万円	電話() -	印	
<input type="checkbox"/> 旧申出法人 <input type="checkbox"/> 審査対象法人 <input type="checkbox"/> 連単結税法人	(フリガナ) 法人名	※整理番号	税務署 課	※	整理番号	
	納税地、本店又は主たる事務所の所在地 〒 (局番) 電話() -	税務署 課	決定期	※	税務署 課	
	(フリガナ) 代表者氏名	業種番号	業種番号	※	業種番号	
	責任者氏名	整理簿	整理簿	※	整理簿	
	事業種目	業種番号	業種番号	※	業種番号	
国外関連者	名称 本店又は主たる事務所の所在地 代表者氏名 事業種目	業種番号	業種番号	※	業種番号	
当初の事前確認の申出日	平成・令和 年 月 日	業種番号	業種番号	※	業種番号	
この届出の提出前の確認対象(連結)事業年度	平成・令和 年 月 日 (連結)事業年度 至 平成・令和 年 月 日 (連結)事業年度 平成・令和 年 月 日 平成・令和 年 月 日	業種番号	業種番号	※	業種番号	
この届出により変更となる確認対象連結事業年度・確認対象事業年度の内訳	(連結事業年度) 平成・令和 年 月 日 平成・令和 年 月 日 自 平成・令和 年 月 日 連結事業年度 至 平成・令和 年 月 日 連結事業年度 (単体事業年度) 平成・令和 年 月 日 平成・令和 年 月 日 自 平成・令和 年 月 日 事業年度 至 平成・令和 年 月 日 事業年度 平成・令和 年 月 日 平成・令和 年 月 日	業種番号	業種番号	※	業種番号	
税理士署名押印	印					
(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。						
※	税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	整理簿	備考

受付印 平成 年 月 日 国税局長 殿 税務署長		※整理番号 ※連結グループ整理番号				
		届出法人 <input type="checkbox"/> 法人名 <input type="checkbox"/> 連単結税法人	(フリガナ) 法人名 〒 納税地 (フリガナ) 代表者氏名 (フリガナ) 責任者氏名 事業種目 資本金 百万円	電話() -	印	
<input type="checkbox"/> 旧申出法人 <input type="checkbox"/> 審査対象法人 <input type="checkbox"/> 連単結税法人	(フリガナ) 法人名	※整理番号	税務署 課	※	整理番号	
	納税地、本店又は主たる事務所の所在地 〒 (局番) 電話() -	税務署 課	決定期	※	税務署 課	
	(フリガナ) 代表者氏名	業種番号	業種番号	※	業種番号	
	責任者氏名	整理簿	整理簿	※	整理簿	
	事業種目	業種番号	業種番号	※	業種番号	
国外関連者	名称 本店又は主たる事務所の所在地 代表者氏名 事業種目	業種番号	業種番号	※	業種番号	
当初の事前確認の申出日	平成 年 月 日	業種番号	業種番号	※	業種番号	
この届出の提出前の確認対象(連結)事業年度	平成 年 月 日 (連結)事業年度 至 平成 年 月 日 (連結)事業年度 平成 年 月 日 平成 年 月 日	業種番号	業種番号	※	業種番号	
この届出により変更となる確認対象連結事業年度・確認対象事業年度の内訳	(連結事業年度) 平成 年 月 日 平成 年 月 日 自 平成 年 月 日 連結事業年度 至 平成 年 月 日 連結事業年度 (単体事業年度) 平成 年 月 日 平成 年 月 日 自 平成 年 月 日 事業年度 至 平成 年 月 日 事業年度 平成 年 月 日 平成 年 月 日	業種番号	業種番号	※	業種番号	
税理士署名押印	印					
(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。						
※	税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	整理簿	備考

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">連結加入等法人の事前確認の継続届出書 連結離脱等法人の事前確認の継続届出書 の記載要領</p> <p>1 この届出書は、法人が独立企業間価格の算定方法等の確認の申出（以下「事前確認の申出」といいます。）を行った後、その確認を受けようとする国外関連取引（以下「確認対象取引」といいます。）を行う法人（以下「審査対象法人」といいます。）の納税方式に異動が生じ、①審査対象法人が連結法人となった場合、②連結法人である審査対象法人が連結法人以外の法人（単体法人）となった場合、③連結法人である審査対象法人が他の連結グループの連結法人となった場合で、これらの法人が引き続きその事前確認の申出を行うときに使用します。</p> <p>表題の□には、その区分に応じ、レ印を付してください（③の場合は、表題の□の双方にレ印を付してください。）。</p> <p>2 この届出書は、3部（相互協議を求める場合には4部）を、1①及び③の場合はその連結親法人の納税地の所轄税務署長に、1②の場合はその審査対象法人の納税地の所轄税務署長に提出してください。</p> <p>なお、届出法人が調査課所管法人に該当する場合には1部（相互協議を求める場合には2部）をその納税地の所轄国税局長に提出してください。</p> <p>3 各欄の記載は、次によります。</p> <p>(1) 「届出法人」欄には、1①及び③の場合は「□ 連結親法人」にレ印を付すとともに、「法人名」等の各欄にはその連結親法人（1③の場合は、新たな連結親法人）に関する事項を記載してください。また、1②の場合は「□ 単体法人」にレ印を付すとともに、「法人名」等の各欄にはその審査対象法人（単体法人）に関する事項を記載してください。</p> <p>(2) 「責任者氏名」欄には、この申出に係る責任者の氏名を記載してください。</p> <p>(3) 「届出法人」、「□ 旧申出法人 □ 審査対象法人」又は「国外関連者」欄中の各「事業種目」欄には、それぞれの者が営む事業の種目を記載し、一の者が複数の事業を営む場合には、主たる事業の種目を記載してください。</p> <p>(4) 「□ 旧申出法人 □ 審査対象法人」欄には、1①の場合は「□ 旧申出法人」及び「□ 単体法人」にレ印を付し、当初申出を行った法人（審査対象法人）に関する事項を、1②の場合は「□ 旧申出法人」及び「□ 連結法人」にレ印を付し、当初申出を行った連結法人（連結親法人）に関する事項を記載してください。また、1③の場合は「□ 審査対象法人」及び「□ 連結法人」にレ印を付し、その連結法人である審査対象法人に関する事項を記載するとともに、本様式の本欄のみを別途用いて、「□ 旧申出法人」及び「□ 連結法人」にレ印を付し、当該審査対象法人の直前の連結親法人に関する事項を記載したものを添付してください。</p> <p>(5) 「当初の事前確認の申出日」欄には、該当する元号を○で囲んだ上、審査対象法人の納税方式に異動が生じる前に行った当初の事前確認の申出日を記載してください。</p> <p>(6) 「この届出の提出前の確認対象（連結）事業年度」欄には、該当する元号を○で囲んだ上、この届出の提出前の確認対象（連結）事業年度を記載してください。</p> <p>(7) 「この届出により変更となる確認対象連結事業年度・確認対象事業年度の内訳」欄には、該当する元号を○で囲んだ上、この届出による変更後の確認対象取引に係る期間を連結事業年度、事業年度の別に区分して記載してください。</p>	<p style="text-align: center;">連結加入等法人の事前確認の継続届出書 連結離脱等法人の事前確認の継続届出書 の記載要領</p> <p>1 この届出書は、法人が独立企業間価格の算定方法等の確認の申出（以下「事前確認の申出」といいます。）を行った後、その確認を受けようとする国外関連取引（以下「確認対象取引」といいます。）を行う法人（以下「審査対象法人」といいます。）の納税方式に異動が生じ、①審査対象法人が連結法人となった場合、②連結法人である審査対象法人が連結法人以外の法人（単体法人）となった場合、③連結法人である審査対象法人が他の連結グループの連結法人となった場合で、これらの法人が引き続きその事前確認の申出を行うときに使用します。</p> <p>表題の□には、その区分に応じ、レ印を付してください（③の場合は、表題の□の双方にレ印を付してください。）。</p> <p>2 この届出書は、3部（相互協議を求める場合には4部）を、1①及び③の場合はその連結親法人の納税地の所轄税務署長に、1②の場合はその審査対象法人の納税地の所轄税務署長に提出してください。</p> <p>なお、届出法人が調査課所管法人に該当する場合には1部（相互協議を求める場合には2部）をその納税地の所轄国税局長に提出してください。</p> <p>3 各欄の記載は、次によります。</p> <p>(1) 「届出法人」欄には、1①及び③の場合は「□ 連結親法人」にレ印を付すとともに、「法人名」等の各欄にはその連結親法人（1③の場合は、新たな連結親法人）に関する事項を記載してください。また、1②の場合は「□ 単体法人」にレ印を付すとともに、「法人名」等の各欄にはその審査対象法人（単体法人）に関する事項を記載してください。</p> <p>(2) 「責任者氏名」欄には、この申出に係る責任者の氏名を記載してください。</p> <p>(3) 「届出法人」、「□ 旧申出法人 □ 審査対象法人」又は「国外関連者」欄中の各「事業種目」欄には、それぞれの者が営む事業の種目を記載し、一の者が複数の事業を営む場合には、主たる事業の種目を記載してください。</p> <p>(4) 「□ 旧申出法人 □ 審査対象法人」欄には、1①の場合は「□ 旧申出法人」及び「□ 単体法人」にレ印を付し、当初申出を行った法人（審査対象法人）に関する事項を、1②の場合は「□ 旧申出法人」及び「□ 連結法人」にレ印を付し、当初申出を行った連結法人（連結親法人）に関する事項を記載してください。また、1③の場合は「□ 審査対象法人」及び「□ 連結法人」にレ印を付し、その連結法人である審査対象法人に関する事項を記載するとともに、本様式の本欄のみを別途用いて、「□ 旧申出法人」及び「□ 連結法人」にレ印を付し、当該審査対象法人の直前の連結親法人に関する事項を記載したものを添付してください。</p> <p>(5) 「当初の事前確認の申出日」欄には、審査対象法人の納税方式に異動が生じる前に行った当初の事前確認の申出日を記載してください。</p> <p>(6) 「この届出により変更となる確認対象連結事業年度・確認対象事業年度の内訳」欄には、この届出による変更後の確認対象取引に係る期間を連結事業年度、事業年度の別に区分して記載してください。</p>

改正後

改正前

様式7

様式7

対応的調整に伴う返還に関する届出書

対応的調整に伴う返還に関する届出書

受付印

令和 年 月 日		※整理番号		※連結グループ整理番号		
国税局長殿 税務署長殿	提出法人 <input type="checkbox"/> 単体法人 <input type="checkbox"/> 連結親法人	(フリガナ) 法人名				
	納税地	〒	電話() -			
	(フリガナ) 代表者氏名					
	印					
次のとおり対応的調整に伴い減額される所得金額のうち国外関連者に返還することとした金額を届け出ます。						
連結子法人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ) 法人名					
	本店又は主たる事務所の所在地 (フリガナ) 代表者氏名	電話() - (局番)				
国外関連者名			所在地			
相互協賛の合意が成立した日	平成・令和 年 月 日					
対応的調整の対象(連結)事業年度	平成・令和 年 月 期	平成・令和 年 月 期	平成・令和 年 月 期	平成・令和 年 月 期	平成・令和 年 月 期	合計
対応的調整金額	() 円	() 円	() 円	() 円	() 円	() 円
返還予定日	平成・令和 年 月 日	平成・令和 年 月 日	平成・令和 年 月 日	平成・令和 年 月 日	平成・令和 年 月 日	合計
返還額	() 円	() 円	() 円	() 円	() 円	() 円
返還方法						
その他の特記事項						
税理士署名押印	印					
(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。						
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	整理簿	備考	回付先
						<input type="checkbox"/> 親署⇒子署 <input type="checkbox"/> 子署⇒親署

受付印

平成 年 月 日		※整理番号		※連結グループ整理番号		
国税局長殿 税務署長殿	提出法人 <input type="checkbox"/> 単体法人 <input type="checkbox"/> 連結親法人	(フリガナ) 法人名				
	納税地	〒	電話() -			
	(フリガナ) 代表者氏名					
	印					
次のとおり対応的調整に伴い減額される所得金額のうち国外関連者に返還することとした金額を届け出ます。						
連結子法人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ) 法人名					
	本店又は主たる事務所の所在地 (フリガナ) 代表者氏名	電話() - (局番)				
国外関連者名			所在地			
相互協賛の合意が成立した日	平成 年 月 日					
対応的調整の対象(連結)事業年度	年 月 期	年 月 期	年 月 期	年 月 期	年 月 期	合計
対応的調整金額	() 円	() 円	() 円	() 円	() 円	() 円
返還予定日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	合計
返還額	() 円	() 円	() 円	() 円	() 円	() 円
返還方法						
その他の特記事項						
税理士署名押印	印					
(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。						
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	整理簿	備考	回付先
						<input type="checkbox"/> 親署⇒子署 <input type="checkbox"/> 子署⇒親署

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">対応的調整に伴う返還に関する届出書の記載要領</p> <p>1 この届出書は、<u>租税条約等実施特例法第7条第1項</u>（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」といいます。）第32条第2項において準用する場合を含みます。）に規定する更正により減額される所得金額（以下「対応的調整金額」といいます。）の全部又は一部を<u>租税条約等実施特例法第7条第3項</u>（外国居住者等所得相互免除法第32条第4項において準用する場合を含みます。この場合において、この届出書中「<u>国外関連者</u>」とあるのは、「<u>外国関連者</u>」と読み替えます。）の規定に基づき国外関連者に対して返還することとした場合に使用します。</p> <p>2 この届出書は、1部を納税地の所轄税務署長に提出しますが、連結子法人の国外関連者に係る届出である場合には、当該連結子法人の連結親法人がその納税地の所轄税務署長に提出してください。 なお、提出法人が調査課所管法人に該当する場合には2部をその納税地の所轄国税局長に提出してください。</p> <p>3 各欄の記載は、次によります。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、連結法人以外の法人（単体法人）がその国外関連者に係る届出を行う場合は「<input type="checkbox"/> 単体法人」にレ印を付した上、その法人（単体法人）に係る事項を記載してください。 また、連結親法人が自己の国外関連者に係る届出を行う場合又はその連結子法人の国外関連者に係る届出を行う場合は「<input type="checkbox"/> 連結親法人」にレ印を付した上、その連結親法人に係る事項を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄は、連結子法人の国外関連者に係る届出を行う場合にのみ記載を要し、それ以外の場合は記載不要です。記載を要する場合は、その連結子法人の名称、その本店又は主たる事務所の所在地、代表者氏名等の当該連結子法人に係る事項を記載してください。</p> <p>(3) 「相互協議の合意が成立した日」欄には、該当する元号を○で囲んだ上、「相互協議の合意が成立した」日付を記載してください。 なお、「相互協議の合意が成立した」は、平成29年1月31日付官協8-1ほか7課共同「日台民間租税取決め第24条（相互協議手続）の取扱い等について」（事務運営指針）1ホ（用語の意義）に定める相互協議が行われる場合、「相互協議において解決に至った」と読み替えます。</p> <p>(4) 「対応的調整の対象（連結）事業年度」欄には、該当する元号を○で囲んだ上、対応的調整の対象となる（連結）事業年度を記載してください。</p> <p>(5) 「対応的調整金額」欄には、「対応的調整の対象（連結）事業年度」ごとにその対応的調整金額を円貨で記載してください。 なお、その対応的調整金額が外貨である場合は、その外貨による金額を括弧内に併せて記載してください。</p> <p>(6) 「返還予定日」欄には、該当する元号を○で囲んだ上、対応的調整金額の全部又は一部を国外関連者に対して返還する予定の日を記載してください。 なお、届出日までに返還した金額がある場合には、その返還した日を記載してください。</p> <p>(7) 「返還額」欄には、「対応的調整の対象（連結）事業年度」ごとの対応的調整金額のうち返還することとした金額（上記(4)の届出日までに返還した金額を含みます。）を「返還予定日」ごとに円貨で記載してください。 なお、その返還することとした金額が外貨である場合は、その外貨による金額を括弧内に併せて記載してください。</p> <p>(8) 「税理士署名押印」欄には、この届出書を税理士が作成した場合は、その税理士が署名押印してください。</p>	<p style="text-align: center;">対応的調整に伴う返還に関する届出書の記載要領</p> <p>1 この届出書は、<u>租税条約実施特例法第7条第1項</u>（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」といいます。）第32条第2項において準用する場合を含みます。）に規定する更正により減額される所得金額（以下「対応的調整金額」といいます。）の全部又は一部を<u>同条第3項</u>（外国居住者等所得相互免除法第32条第4項において準用する場合を含みます。この場合において、この届出書中「<u>国外関連者</u>」とあるのは、「<u>外国関連者</u>」と読み替えます。）の規定に基づき国外関連者に対して返還することとした場合に使用します。</p> <p>2 この届出書は、1部を納税地の所轄税務署長に提出しますが、連結子法人の国外関連者に係る届出である場合には、当該連結子法人の連結親法人がその納税地の所轄税務署長に提出してください。 なお、提出法人が調査課所管法人に該当する場合には2部をその納税地の所轄国税局長に提出してください。</p> <p>3 各欄の記載は、次によります。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、連結法人以外の法人（単体法人）がその国外関連者に係る届出を行う場合は「<input type="checkbox"/> 単体法人」にレ印を付した上、その法人（単体法人）に係る事項を記載してください。 また、連結親法人が自己の国外関連者に係る届出を行う場合又はその連結子法人の国外関連者に係る届出を行う場合は「<input type="checkbox"/> 連結親法人」にレ印を付した上、その連結親法人に係る事項を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄は、連結子法人の国外関連者に係る届出を行う場合にのみ記載を要し、それ以外の場合は記載不要です。記載を要する場合は、その連結子法人の名称、その本店又は主たる事務所の所在地、代表者氏名等の当該連結子法人に係る事項を記載してください。</p> <p>(3) 「相互協議の合意が成立した日」欄の「相互協議の合意が成立した」は、平成29年1月31日付官協8-1ほか7課共同「日台民間租税取決め第24条（相互協議手続）の取扱い等について」（事務運営指針）1ホ（用語の意義）に定める相互協議が行われる場合、「相互協議において解決に至った」と読み替えます。</p> <p>(4) 「対応的調整金額」欄には、「対応的調整の対象（連結）事業年度」ごとにその対応的調整金額を円貨で記載してください。 なお、その対応的調整金額が外貨である場合は、その外貨による金額を括弧内に併せて記載してください。</p> <p>(5) 「返還予定日」欄には、対応的調整金額の全部又は一部を国外関連者に対して返還する予定の日を記載してください。 なお、届出日までに返還した金額がある場合には、その返還した日を記載してください。</p> <p>(6) 「返還額」欄には、「対応的調整の対象（連結）事業年度」ごとの対応的調整金額のうち返還することとした金額（上記(4)の届出日までに返還した金額を含みます。）を「返還予定日」ごとに円貨で記載してください。 なお、その返還することとした金額が外貨である場合は、その外貨による金額を括弧内に併せて記載してください。</p> <p>(7) 「税理士署名押印」欄には、この届出書を税理士が作成した場合は、その税理士が署名押印してください。</p>

改正後

改正前

様式 8

独立企業間価格の算定方法等の確認に関する報告書

様式 8

独立企業間価格の算定方法等の確認に関する報告書

令和 年 月 日 国税局長 税務署長 殿		※整理番号			
		※連結グループ整理番号			
確認法人 <input type="checkbox"/> 連単 <input type="checkbox"/> 連結 税法 法人	(フリガナ) 法人名				
	納税地	〒 _____ 電話 () - _____			
	(フリガナ) 代表者氏名	_____ 印			
	(フリガナ) 責任者氏名				
	事業種目	資本金	百万円		
租税特別措置法第66条の4第2項又は第68条の88第2項に掲げる独立企業間価格の算定方法及びその具体的内容について、次のとおり申告が行われていることを報告します。					
(確認の対象が連結子法人である場合) 連結子法人	(フリガナ) 法人名			※整理番号	
	〒 _____ (局番) 本店又は主たる事務所の所在地 電話 () - _____	税務署 部門			
	(フリガナ) 代表者氏名	決算期			
	(フリガナ) 責任者氏名	業種番号			
	事業種目	整理簿			
	資本金	百万円	回付先	<input type="checkbox"/> 親番⇒子番 <input type="checkbox"/> 子番⇒親番	
名 称 本店又は主たる事務所の所在地 代表者氏名 事業種目	税理士署名押印				
報告(連結)事業年度 自 _____ 年 月 日 (連結)事業年度 至 _____ 年 月 日 (連結)事業年度 確認取引 独立企業間価格の算定方法 補償調整の有無 有・無 補償調整の方法及びその金額等 () 移転価格事務運営要領等に定める事項を記載した資料 (1) <input type="checkbox"/> (2) <input type="checkbox"/> (3) <input type="checkbox"/> (4) <input type="checkbox"/> (5) <input type="checkbox"/> (6) <input type="checkbox"/> () (その他特記事項)	印				
(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。					
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	整理簿	備考

平成 年 月 日 国税局長 税務署長 殿		※整理番号			
		※連結グループ整理番号			
確認法人 <input type="checkbox"/> 連単 <input type="checkbox"/> 連結 税法 法人	(フリガナ) 法人名				
	納税地	〒 _____ 電話 () - _____			
	(フリガナ) 代表者氏名	_____ 印			
	(フリガナ) 責任者氏名				
	事業種目	資本金	百万円		
租税特別措置法第66条の4第2項又は第68条の88第2項に掲げる独立企業間価格の算定方法及びその具体的内容について、次のとおり申告が行われていることを報告します。					
(確認の対象が連結子法人である場合) 連結子法人	(フリガナ) 法人名			※整理番号	
	〒 _____ (局番) 本店又は主たる事務所の所在地 電話 () - _____	税務署 部門			
	(フリガナ) 代表者氏名	決算期			
	(フリガナ) 責任者氏名	業種番号			
	事業種目	整理簿			
	資本金	百万円	回付先	<input type="checkbox"/> 親番⇒子番 <input type="checkbox"/> 子番⇒親番	
名 称 本店又は主たる事務所の所在地 代表者氏名 事業種目	税理士署名押印				
報告(連結)事業年度 自 _____ 年 月 日 (連結)事業年度 至 _____ 年 月 日 (連結)事業年度 確認取引 独立企業間価格の算定方法 補償調整の有無 有・無 補償調整の方法及びその金額等 () 移転価格事務運営要領等に定める事項を記載した資料 (1) <input type="checkbox"/> (2) <input type="checkbox"/> (3) <input type="checkbox"/> (4) <input type="checkbox"/> (5) <input type="checkbox"/> (6) <input type="checkbox"/> () (その他特記事項)	印				
(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。					
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	整理簿	備考

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">独立企業間価格の算定方法等の確認に関する報告書の記載要領</p> <p>1 この報告書は、独立企業間価格の算定方法等の確認に関する報告をする場合に使用します。</p> <p>2 この報告書は、3部を納税地の所轄税務署長に提出しますが、連結子法人の国外関連取引に係る報告については、当該連結子法人の連結親法人がその納税地の所轄税務署長に提出してください。</p> <p>なお、確認法人が調査課所管法人に該当する場合には1部をその納税地の所轄国税局長に提出してください。</p> <p>3 各欄の記載は、次によります。</p> <p>(1) 「確認法人」欄には、連結法人以外の法人（単体法人）がその国外関連取引に係る報告を行う場合には「<input type="checkbox"/> 単体法人」にレ印を付した上、当該法人（単体法人）に関する事項を記載してください。</p> <p>また、連結親法人が自己の国外関連取引に係る報告を行う場合又はその連結子法人の国外関連取引に係る報告を行う場合には「<input type="checkbox"/> 連結親法人」にレ印を付した上、当該連結親法人に関する事項を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、連結子法人の国外関連取引に係る報告である場合のみ記載し、それ以外の場合は記載不要です。記載を要する場合は、連結子法人の名称、その本店又は主たる事務所の所在地、代表者氏名等、当該連結子法人に係る事項を記載してください。</p> <p>(3) 「確認法人」、「連結子法人」又は「国外関連者」欄中の各「事業種目」欄には、それぞれの者が営む事業の種目を記載し、一の者が複数の事業を営む場合には、主たる事業の種目を記載してください。</p> <p>(4) 「報告（連結）事業年度」欄には、<u>該当する元号を○で囲んだ上</u>、報告する事業年度又は連結事業年度を記載してください。</p> <p>(5) 「確認取引」欄には、棚卸資産の売買、役務提供、有形固定資産の使用、無形資産の使用、貸付金その他確認を受けた国外関連取引の種類及び対象品目、役務の内容、貸付金の内容等を記載してください。</p> <p>(6) 「独立企業間価格の算定方法」欄には、租税特別措置法第66条の4第2項又は第68条の88第2項に掲げる算定方法のうち、事前確認を受けた算定方法の名称を記載してください。</p> <p>(7) 「補償調整の有無」欄には、報告する事業年度又は連結事業年度における事前確認に基づく価格の調整の有無を記載してください。</p> <p>(8) 「補償調整の方法及びその金額等」欄には、上記(7)の調整がある場合に、その処理が平成13年6月1日付査調7-1ほか3課共同「移転価格事務運営要領の制定について」(事務運営指針)（「移転価格事務運営要領」という。以下同じ。）6-19 (2)イからニ(価格の調整)まで、又は平成17年4月28日付査調7-4ほか3課共同「連結法人に係る移転価格事務運営要領の制定について」(事務運営指針)（「連結法人に係る移転価格事務運営要領」という。以下同じ。）6-19 (2)イからニ(価格の調整)までに掲げる処理の区分のうちいずれに該当するかに応じて□にレ印を付してください。また、調整を行った事業年度又は連結事業年度及びその金額を括弧内に記載してください。</p> <p>(9) 「税理士署名押印」欄には、この報告書を税理士が作成した場合は、当該税理士が署名押印してください。</p> <p>4 この報告書には、移転価格事務運営要領6-17(1)から(6)（報告書の提出）まで、又は連結法人に係る移転価格事務運営要領6-17(1)から(6)（報告書の提出）までに掲げる事項を記載した資料を添付し、「移転価格事務運営要領等に定める事項を記載した資料」欄には、添付した資料に記載した事項が、上記各事務運営要領の(1)から(6)までのいずれに該当するかに応じて□にレ印を付してください。</p> <p>なお、「(6)」にレ印を付した場合には、添付した資料の内容を括弧内に簡記してください。</p>	<p style="text-align: center;">独立企業間価格の算定方法等の確認に関する報告書の記載要領</p> <p>1 この報告書は、独立企業間価格の算定方法等の確認に関する報告をする場合に使用します。</p> <p>2 この報告書は、3部を納税地の所轄税務署長に提出しますが、連結子法人の国外関連取引に係る報告については、当該連結子法人の連結親法人がその納税地の所轄税務署長に提出してください。</p> <p>なお、確認法人が調査課所管法人に該当する場合には1部をその納税地の所轄国税局長に提出してください。</p> <p>3 各欄の記載は、次によります。</p> <p>(1) 「確認法人」欄には、連結法人以外の法人（単体法人）がその国外関連取引に係る報告を行う場合には「<input type="checkbox"/> 単体法人」にレ印を付した上、当該法人（単体法人）に関する事項を記載してください。</p> <p>また、連結親法人が自己の国外関連取引に係る報告を行う場合又はその連結子法人の国外関連取引に係る報告を行う場合には「<input type="checkbox"/> 連結親法人」にレ印を付した上、当該連結親法人に関する事項を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、連結子法人の国外関連取引に係る報告である場合のみ記載し、それ以外の場合は記載不要です。記載を要する場合は、連結子法人の名称、その本店又は主たる事務所の所在地、代表者氏名等、当該連結子法人に係る事項を記載してください。</p> <p>(3) 「確認法人」、「連結子法人」又は「国外関連者」欄中の各「事業種目」欄には、それぞれの者が営む事業の種目を記載し、一の者が複数の事業を営む場合には、主たる事業の種目を記載してください。</p> <p>(4) 「報告（連結）事業年度」欄には、報告する事業年度又は連結事業年度を記載してください。</p> <p>(5) 「確認取引」欄には、棚卸資産の売買、役務提供、有形固定資産の使用、無形固定資産の使用、貸付金その他確認を受けた国外関連取引の種類及び対象品目、役務の内容、貸付金の内容等を記載してください。</p> <p>(6) 「独立企業間価格の算定方法」欄には、租税特別措置法第66条の4第2項又は第68条の88第2項に掲げる算定方法のうち、事前確認を受けた算定方法の名称を記載してください。</p> <p>(7) 「補償調整の有無」欄には、報告する事業年度又は連結事業年度における事前確認に基づく価格の調整の有無を記載してください。</p> <p>(8) 「補償調整の方法及びその金額等」欄には、上記(7)の調整がある場合に、その処理が平成13年6月1日付査調7-1ほか3課共同「移転価格事務運営要領の制定について」(事務運営指針)（「移転価格事務運営要領」という。以下同じ。）6-19 (2)イからニ(価格の調整)まで、又は平成17年4月28日付査調7-4ほか3課共同「連結法人に係る移転価格事務運営要領の制定について」(事務運営指針)（「連結法人に係る移転価格事務運営要領」という。以下同じ。）6-19 (2)イからニ(価格の調整)までに掲げる処理の区分のうちいずれに該当するかに応じて□にレ印を付してください。また、調整を行った事業年度又は連結事業年度及びその金額を括弧内に記載してください。</p> <p>(9) 「税理士署名押印」欄には、この報告書を税理士が作成した場合は、当該税理士が署名押印してください。</p> <p>4 この報告書には、移転価格事務運営要領6-17(1)から(6)（報告書の提出）まで、又は連結法人に係る移転価格事務運営要領6-17(1)から(6)（報告書の提出）までに掲げる事項を記載した資料を添付し、「移転価格事務運営要領等に定める事項を記載した資料」欄には、添付した資料に記載した事項が、上記各事務運営要領の(1)から(6)までのいずれに該当するかに応じて□にレ印を付してください。</p> <p>なお、「(6)」にレ印を付した場合には、添付した資料の内容を括弧内に簡記してください。</p>